

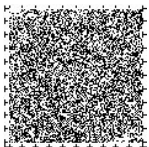


## 第2編



# 地域福祉計画

(再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画)

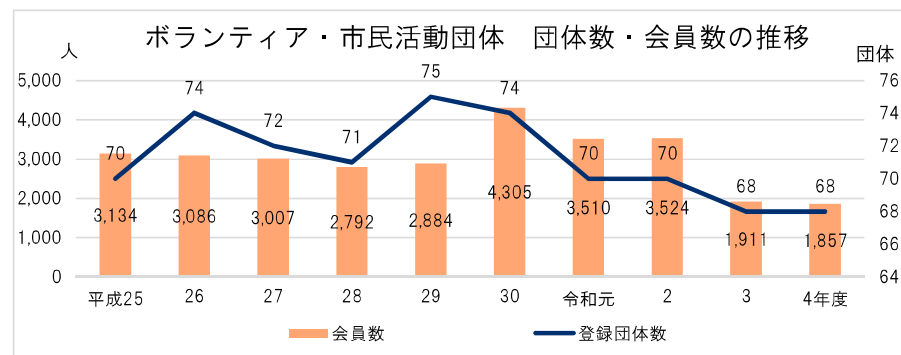


# 第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題

## 1 地域福祉のデータからみる現状

### (1) 自治会・ボランティア・市民活動団体の状況

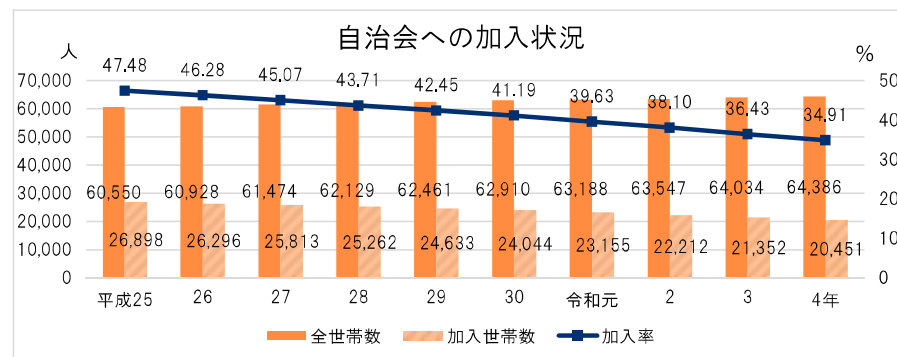
自治会加入世帯数は減少傾向にあり、加入率は過去10年間で12.57ポイント減少しています。ボランティア・市民活動団体の会員数は平成30年度をピークに、登録団体数は平成29年度をピークに減少しており、令和3年度以降は過去10年間で最も低い水準となっています。



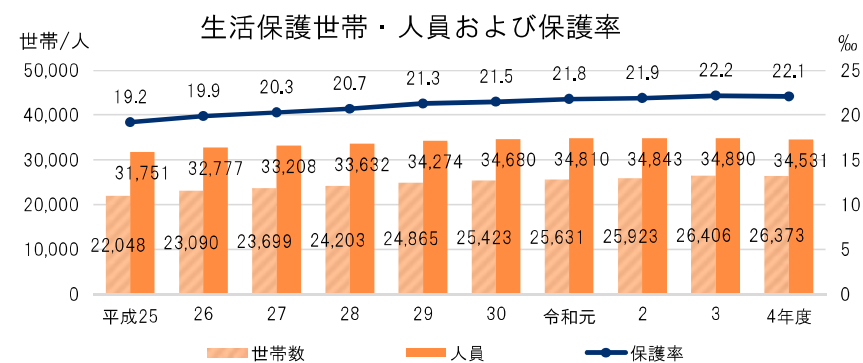
資料：市民活動推進課(年度別)

### (2) 生活保護世帯・人員の状況

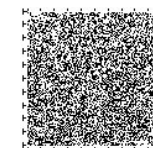
生活保護世帯・人員は年々増加しています。令和4年度時点の保護率は22.1%となっています。



資料：市民活動推進課

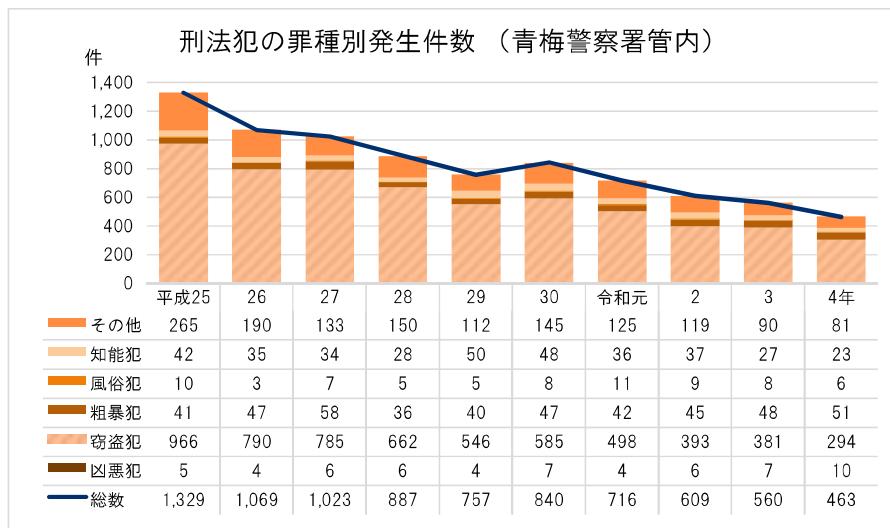


資料：青梅市の統計(各年度10月1日現在)



### (3)-1 刑法犯の発生件数の状況

青梅警察署管内の刑法犯発生件数は、おおむね年々減少しています。  
罪種別にみると、窃盗犯が高い割合を占めています。



資料：警視庁青梅警察署（各年度 12 月末現在）

注：青梅警察署管内の数字

「青梅警察署管内」：管轄区域は青梅市および奥多摩町

### (3)-2 刑法犯再犯者検挙者数および再犯者率（※1）の状況

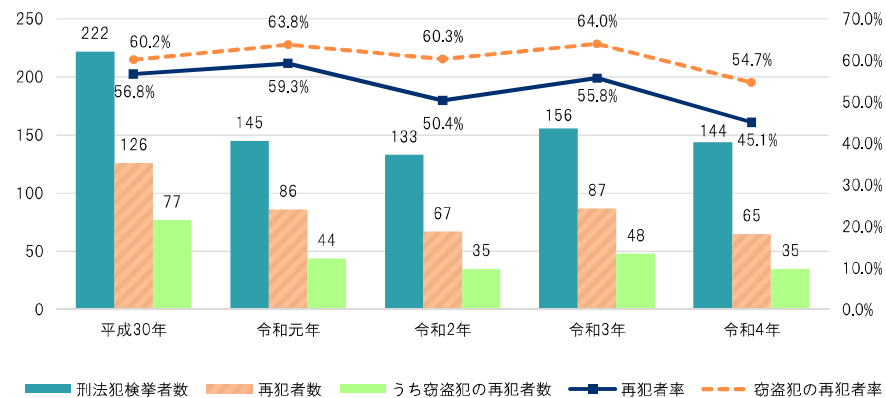
青梅警察署管内の刑法犯検挙者数（※2）は減少傾向にあります。一方、再犯者率は、令和 4 年はやや下がったものの高い傾向にあり、特に罪種別に高い割合を占める窃盗犯の再犯者率は5割を超えている状況です。

※1 「再犯者率」：刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合

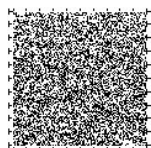
※2 20 歳以上の検挙者であり、少年は含まない。また、全ての検挙者ではなく、一般の刑法犯と覚醒剤取締法、麻薬取締法、大麻取締法による検挙者であり、その他の法令違反にかかる検挙者は含まない。

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率	再犯者数	再犯者率
全国	92,023	50.5%	86,952	50.5%	83,394	50.6%	79,809	50.0%	76,250	49.5%
警視庁	12,573	49.5%	11,320	50.8%	10,618	50.7%	9,809	51.4%	9,658	51.0%
青梅警察署	126	56.8%	86	59.3%	67	50.4%	87	55.8%	65	45.1%
うち窃盗犯	77	60.2%	44	63.8%	35	60.3%	48	64.0%	35	54.7%

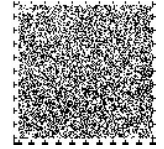
### 刑法犯再犯者検挙者数および再犯者率（青梅警察署管内）



資料：法務省矯正局東京矯正管区提供



## 2 地域共生社会推進のためのアンケート結果



### (1) 調査の目的

このアンケート調査は、18歳以上の市民1,000人を対象に実施し、皆様の地域福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画策定に反映することを目的としています。

### (2) 調査概要

- ◇調査対象者:18歳以上の市民1,000人(無作為抽出)
- ◇調査期間:令和5年5月12日(金)~5月29日(月)(6月1日到着分までを反映)
- ◇調査方法:郵送配布・郵送または専用webページでの回収による本人記入方式

### (3) 回収結果

- ◇配布数:1,000件
- ◇有効回収数:362件(うち紙面は336件、webページ回答は26件)
- ◇有効回収率:36.2%

### (4) 図表の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

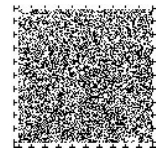
◇図表中の「n(number of cases)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

◇「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの第1位に網掛けをしています。

◇地区別の区分けは以下のとおりとなっています。

圏域	地区名	地区
第1地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田	青梅地区
	東青梅、根ヶ布、師岡町	東青梅地区
第2地区	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町	長淵地区
	畑中、和田町、梅郷、柚木町	梅郷地区
	二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山	沢井地区
	河辺町	河辺地区
第3地区	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺	大門地区
	富岡、小曾木、黒沢	小曾木地区
	成木	成木地区
	新町、未広町	新町地区
	藤橋、今井	今井地区





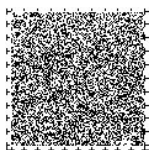
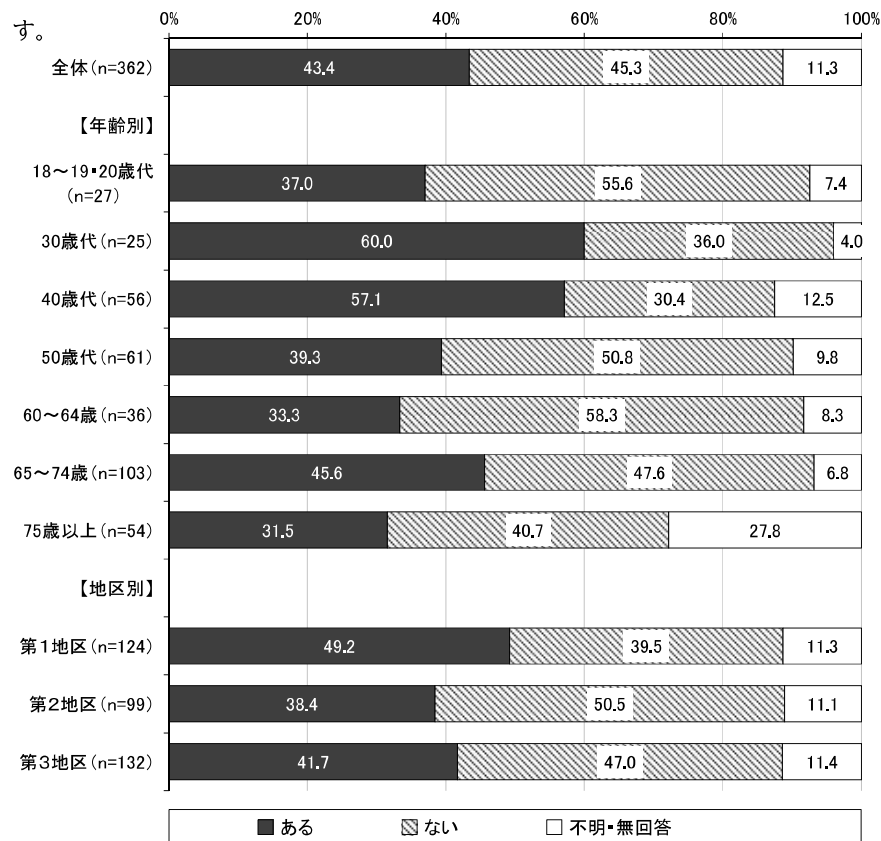
(5) 結果の概要

**問 あなたは今の生活において困っていることはありますか。(〇は1つ)**

全体では「ない」が45.3%、「ある」が43.4%となっています。

年齢別にみると、30歳代、40歳代では「ある」、その他の年齢層においては「ない」が高くなっています。

地区別にみると、第1地区では「ある」、第2地区、第3地区では「ない」が高くなっています。



**「ある」を選んだ方**

**問 どんなことに困っていますか。(あてはまるものすべてに〇)**

全体では「生活費など経済的問題」が58.6%と最も高く、次いで「自分の健康のこと」が44.6%、「仕事に関すること」が29.3%となっています。

年齢別にみると、65~74歳、75歳以上では「自分の健康のこと」、その他の年齢層においては「生活費など経済的問題」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「生活費など経済的問題」が最も高くなっています。

単位: %	生活費など経済的問題	仕事に関すること	自分の健康のこと	子育て・子育てに関すること	親の介護のこと	親以外の家族の介護・介助のこと	ひきこもりの家族がいること	近所の人間関係のこと	特にない	その他	不明・無回答
全体 (n=157)	<b>58.6</b>	29.3	44.6	11.5	11.5	6.4	5.1	10.2	0.0	11.5	0.0
年齢別	18~19・20歳代 (n=10)	<b>80.0</b>	30.0	40.0	0.0	0.0	10.0	20.0	0.0	10.0	0.0
	30歳代 (n=15)	<b>73.3</b>	40.0	13.3	33.3	13.3	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0
	40歳代 (n=32)	<b>75.0</b>	46.9	34.4	34.4	6.3	0.0	3.1	9.4	0.0	3.1
	50歳代 (n=24)	<b>50.0</b>	45.8	29.2	8.3	33.3	8.3	4.2	8.3	0.0	25.0
	60~64歳 (n=12)	<b>58.3</b>	41.7	41.7	0.0	33.3	0.0	16.7	8.3	0.0	25.0
	65~74歳 (n=47)	48.9	10.6	<b>59.6</b>	0.0	4.3	12.8	4.3	10.6	0.0	10.6
	75歳以上 (n=17)	41.2	5.9	<b>76.5</b>	0.0	0.0	5.9	0.0	5.9	0.0	11.8
地区別	第1地区 (n=61)	<b>62.3</b>	29.5	36.1	11.5	11.5	4.9	4.9	6.6	0.0	11.5
	第2地区 (n=38)	<b>52.6</b>	34.2	50.0	13.2	10.5	10.5	5.3	7.9	0.0	21.1
	第3地区 (n=55)	<b>58.2</b>	23.6	50.9	9.1	10.9	5.5	5.5	16.4	0.0	5.5

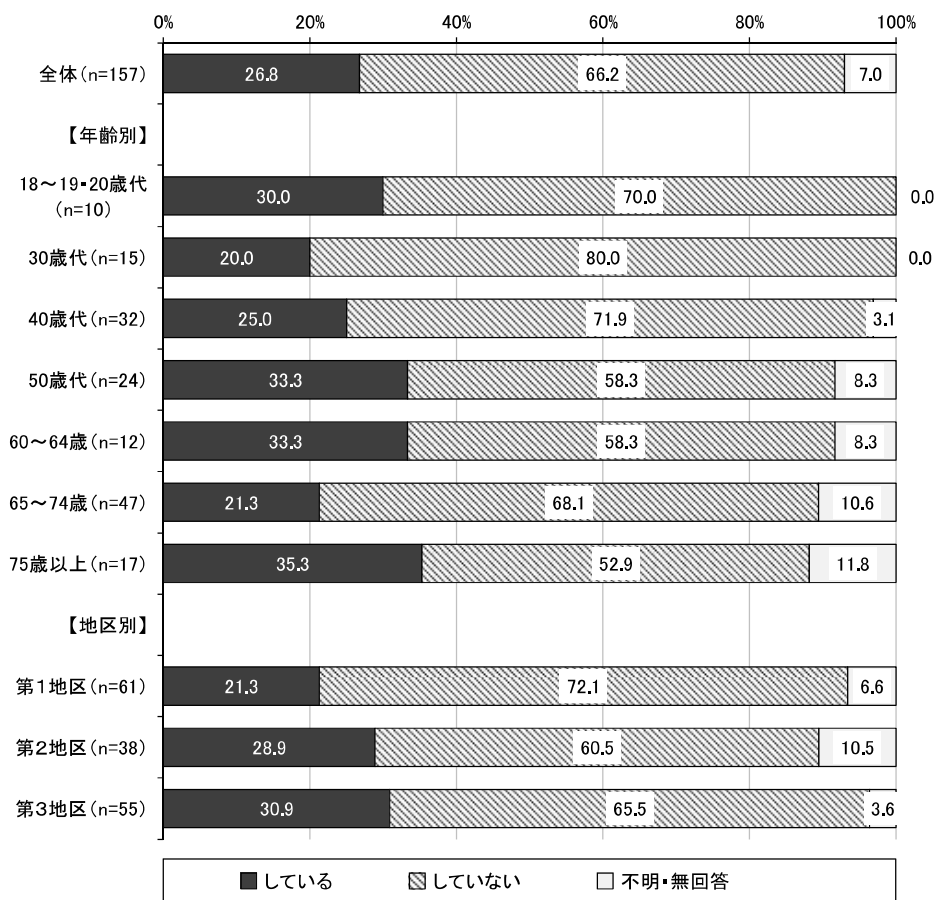
「ある」を選んだ方

問 現在、どこかに相談をしていますか。(〇は1つ)

全体では「していない」が66.2%、「している」が26.8%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「していない」が高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「していない」が高くなっています。



「していない」を選んだ方

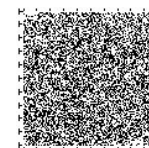
問 相談をしていない理由を教えてください。(あてはまるものすべてに〇)

全体では「相談しても解決が期待できない」が51.9%と最も高く、次いで「相談するまでの内容でない」が24.0%、「どこに相談していいかわからない」が17.3%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「相談しても解決が期待できない」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「相談しても解決が期待できない」が最も高くなっています。

単位: %		相談するまでの内容でない	どこに相談していいかわからない	い相談しても解決が期待できない	忙しくて相談できない	特にない	その他	不明・無回答
全体 (n=104)		24.0	17.3	<b>51.9</b>	9.6	10.6	0.0	8.7
年齢別	18～19・20歳代 (n=7)	0.0	14.3	<b>71.4</b>	28.6	14.3	0.0	0.0
	30歳代 (n=12)	33.3	33.3	<b>75.0</b>	8.3	0.0	0.0	8.3
	40歳代 (n=23)	17.4	13.0	<b>52.2</b>	13.0	8.7	0.0	8.7
	50歳代 (n=14)	21.4	28.6	<b>50.0</b>	14.3	7.1	0.0	7.1
	60～64歳 (n=7)	28.6	14.3	<b>57.1</b>	0.0	14.3	0.0	0.0
	65～74歳 (n=32)	18.8	12.5	<b>46.9</b>	6.3	12.5	0.0	15.6
75歳以上 (n=9)	<b>66.7</b>	11.1	22.2	0.0	22.2	0.0	0.0	
地区別	第1地区 (n=44)	25.0	22.7	<b>56.8</b>	9.1	9.1	0.0	6.8
	第2地区 (n=23)	13.0	17.4	<b>52.2</b>	13.0	13.0	0.0	8.7
	第3地区 (n=36)	30.6	11.1	<b>44.4</b>	8.3	11.1	0.0	11.1



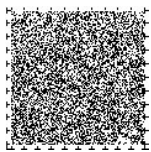
**問 次の相談機関等の存在を知っていますか。（あてはまるものすべてに○）**

全体では「民生委員・児童委員」が 61.9%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が 50.6%、「地域包括支援センター」が 41.7%となっています。

年齢別にみると、18～19・20 歳代では「いずれも知らない」、30 歳代では「社会福祉協議会」「地域包括支援センター」、その他の年齢層においては「民生委員・児童委員」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「民生委員・児童委員」が最も高くなっています。

単位：%		社会福祉協議会	地域包括支援センター	子ども家庭センター	障がい者サポートセンター	生活自立支援窓口	民生委員・児童委員	保護司	いずれも知らない	不明・無回答
全体 (n=362)		50.6	41.7	18.5	32.0	23.5	<b>61.9</b>	22.7	18.5	3.9
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	29.6	29.6	14.8	25.9	14.8	14.8	3.7	<b>44.4</b>	3.7
	30歳代 (n=25)	<b>56.0</b>	<b>56.0</b>	28.0	28.0	32.0	44.0	12.0	32.0	4.0
	40歳代 (n=56)	51.8	35.7	26.8	42.9	28.6	<b>55.4</b>	21.4	25.0	1.8
	50歳代 (n=61)	52.5	44.3	23.0	42.6	29.5	<b>68.9</b>	34.4	13.1	4.9
	60～64歳 (n=36)	58.3	58.3	33.3	47.2	38.9	<b>80.6</b>	38.9	8.3	0.0
	65～74歳 (n=103)	53.4	39.8	10.7	26.2	17.5	<b>66.0</b>	20.4	16.5	3.9
	75歳以上 (n=54)	44.4	37.0	7.4	14.8	13.0	<b>72.2</b>	18.5	9.3	7.4
地区別	第1地区 (n=124)	54.0	38.7	17.7	28.2	23.4	<b>61.3</b>	21.0	20.2	4.0
	第2地区 (n=99)	48.5	41.4	17.2	28.3	18.2	<b>56.6</b>	25.3	20.2	5.1
	第3地区 (n=132)	48.5	44.7	19.7	37.9	26.5	<b>65.2</b>	22.7	16.7	2.3

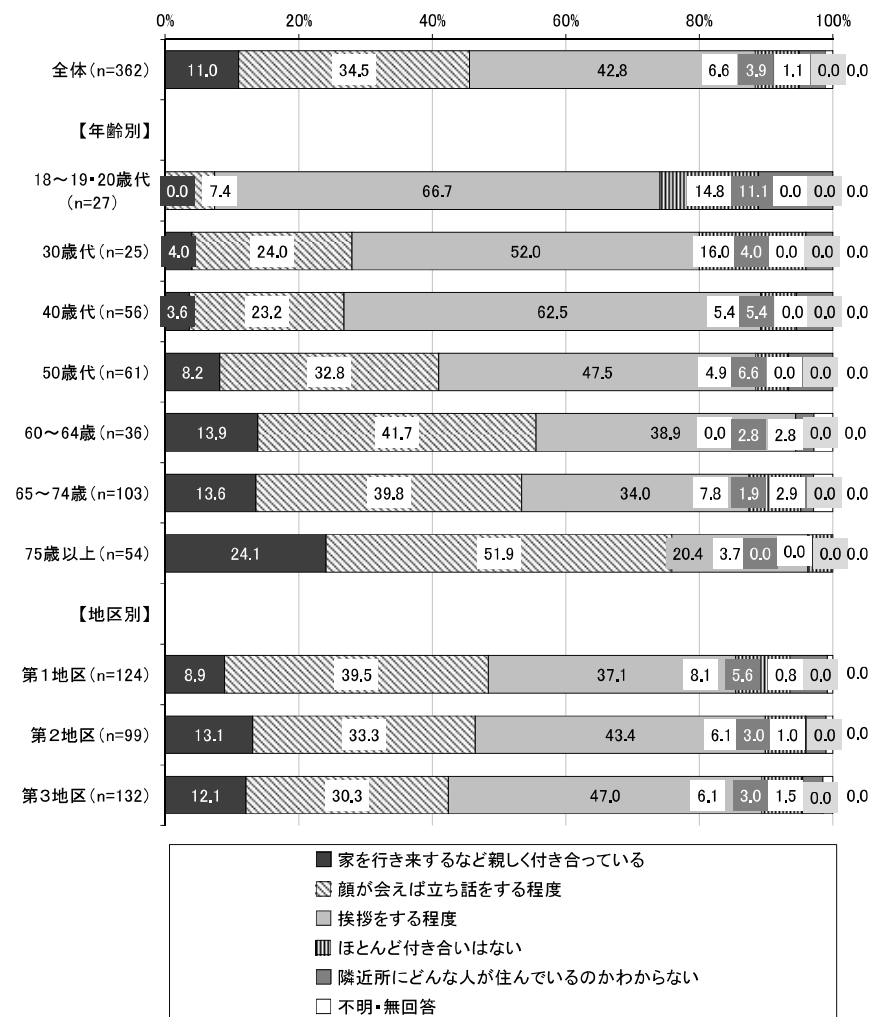


**問 あなたは、普段近所の人とどの程度お付き合いをしていますか。(〇は1つ)**

全体では「挨拶をする程度」が42.8%と最も高く、次いで「顔が会えば立ち話をする程度」が34.5%、「家を行き来するなど親しく付き合っている」が11.0%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代、30歳代、40歳代、50歳代では「挨拶をする程度」、60～64歳、65～74歳、75歳以上では「顔が会えば立ち話をする程度」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1地区では「顔が会えば立ち話をする程度」、第2地区、第3地区では「挨拶をする程度」が最も高くなっています。



**問 あなたは、地域の人から頼まれた場合、自分からしてあげられることはありますか。※いつもではなく、ときどきでもしてあげられることも含む。(あてはまるものすべてに○)**

全体では「安否確認の声かけ」が 61.6%と最も高く、次いで「災害時の手助け(避難時の誘導など)」が 47.2%、「郵便物・宅配物の一時預かり」が 35.4%となっています。

年齢別にみると、18～19・20 歳代では「災害時の手助け(避難時の誘導など)」、その他の年齢層においては「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。

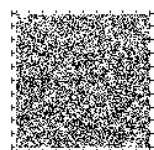
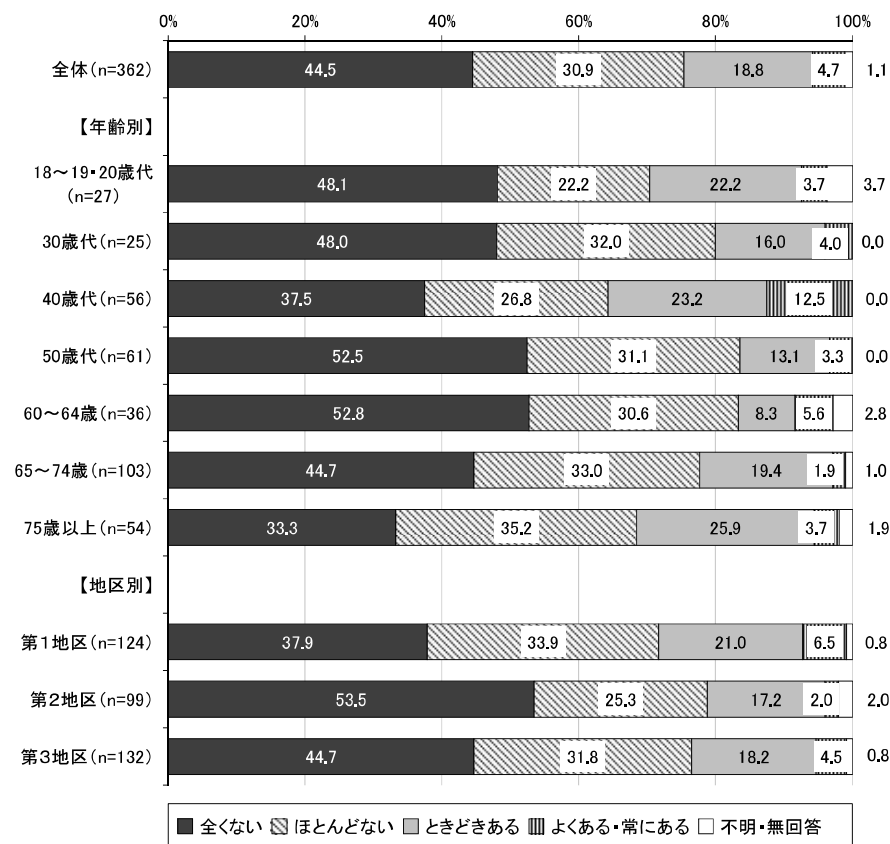
単位:%	安否確認の声かけ	散歩や買い物に付き合	短時間の子ども預かり	買い物・用事の代行	庭の手入れや掃除の手	郵便物・宅配物の一時預かり	地域の人の協力体制づくり	災害時の手助け(避難時の誘導など)	支援のための紹介やサ	市役所や社会福祉協議会への相談	できることはない	その他	不明・無回答
全体(n=362)	61.6	18.8	12.2	24.9	19.3	35.4	20.2	47.2	8.0	8.3	13.3	2.5	2.8
年齢別													
18～19・20歳代(n=27)	44.4	14.8	14.8	11.1	18.5	11.1	18.5	59.3	7.4	3.7	14.8	0.0	0.0
30歳代(n=25)	68.0	48.0	36.0	52.0	20.0	40.0	8.0	40.0	4.0	0.0	20.0	0.0	0.0
40歳代(n=56)	66.1	14.3	7.1	26.8	10.7	35.7	16.1	50.0	7.1	7.1	10.7	3.6	1.8
50歳代(n=61)	73.8	19.7	18.0	32.8	26.2	49.2	24.6	67.2	13.1	14.9	9.8	0.0	0.0
60～64歳(n=36)	61.1	16.7	11.1	25.0	19.4	36.1	25.0	58.3	5.6	11.1	11.1	5.6	5.6
65～74歳(n=103)	60.2	19.4	8.7	21.4	20.4	36.9	17.5	39.8	7.8	7.8	13.6	3.9	1.9
75歳以上(n=54)	51.9	11.1	5.6	14.8	18.5	25.9	27.8	25.9	7.4	7.4	16.7	1.9	9.3
地区別													
第1地区(n=124)	57.3	24.2	12.9	25.0	21.8	36.3	22.6	48.4	9.7	11.3	16.1	0.8	3.2
第2地区(n=99)	64.6	13.1	12.1	23.2	14.1	34.3	20.2	43.4	7.1	8.1	12.1	4.0	2.0
第3地区(n=132)	62.1	17.4	11.4	25.8	19.7	35.6	18.2	47.7	6.8	6.1	12.1	3.0	3.0

**問 あなたは、孤独であると感じることがありますか。(○は1つ)**

全体では「全くない」が 44.5%と最も高く、次いで「ほとんどない」が 30.9%、「ときどきある」が 18.8%となっています。

年齢別にみると、75 歳以上では「ほとんどない」、その他の年齢層においては「全くない」が最も高くなっています。また、40 歳代で「よくある・常にある」が 12.5%で、「ときどきある」と合計すると 35.7%となっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「全くない」が最も高くなっています。



**問 あなたの居場所はどこですか。（あてはまるものすべてに○）**

全体では「特になし」が40.6%と最も高く、「学校、習い事、クラブ」が12.2%、「友人の家」が6.4%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「学校、習い事、クラブ」、その他の年齢層においては「特になし」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「特になし」が最も高くなっています。

単位：%		学校、 習い事、 クラブ	友人の 家	自治会	地域サロ ン	図書 館、公 民館	公園	民間 施設	特 に な し	そ の 他	不 明・ 無 回 答
全体 (n=362)		12.2	6.4	5.2	1.1	5.0	4.1	6.1	<b>40.6</b>	30.4	5.8
年 齢 別	18～19・20歳代 (n=27)	<b>29.6</b>	18.5	0.0	0.0	3.7	3.7	3.7	25.9	29.6	0.0
	30歳代 (n=25)	4.0	4.0	4.0	0.0	0.0	8.0	4.0	<b>36.0</b>	56.0	0.0
	40歳代 (n=56)	8.9	1.8	0.0	0.0	3.6	0.0	7.1	<b>53.6</b>	33.9	1.8
	50歳代 (n=61)	3.3	1.6	8.2	0.0	3.3	3.3	1.6	<b>47.5</b>	27.9	6.6
	60～64歳 (n=36)	16.7	5.6	11.1	2.8	8.3	2.8	5.6	<b>38.9</b>	30.6	8.3
	65～74歳 (n=103)	13.6	6.8	2.9	2.9	6.8	5.8	9.7	<b>36.9</b>	27.2	7.8
	75歳以上 (n=54)	14.8	11.1	11.1	0.0	5.6	5.6	5.6	<b>37.0</b>	24.1	9.3
地 区 別	第1地区 (n=124)	8.1	5.6	4.0	0.8	5.6	4.8	5.6	<b>46.8</b>	29.8	5.6
	第2地区 (n=99)	15.2	9.1	7.1	1.0	6.1	5.1	8.1	<b>34.3</b>	33.3	4.0
	第3地区 (n=132)	13.6	5.3	5.3	1.5	3.0	3.0	5.3	<b>39.4</b>	29.5	6.8

〈「その他」回答の記述の集計結果〉

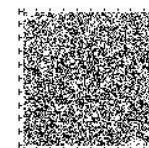
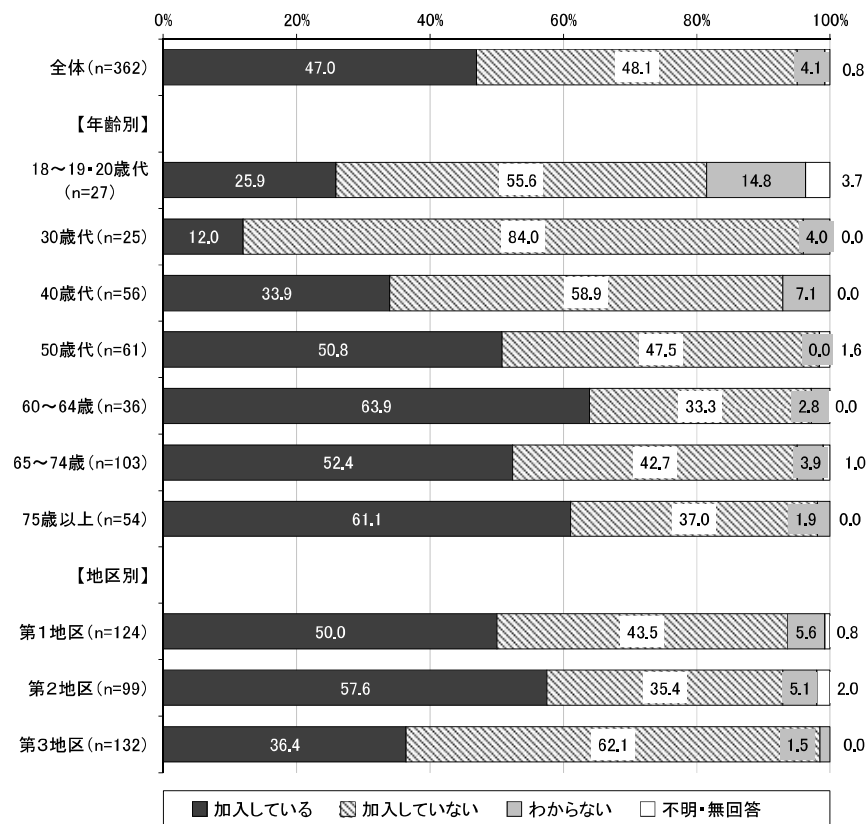
単位：%	自宅・家庭	職場	趣味・習い 事	福祉施設・ サービス	その他
全体に対する割合	14.6	8.8	1.9	0.8	1.9

**問 あなたは、自治会に加入していますか。（○は1つ）**

全体では「加入していない」が48.1%と最も高く、次いで「加入している」が47.0%、「わからない」が4.1%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代、30歳代、40歳代では「加入していない」、50歳代、60～64歳、65～74歳、75歳以上では「加入している」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1地区、第2地区では「加入している」、第3地区では「加入していない」が最も高くなっています。

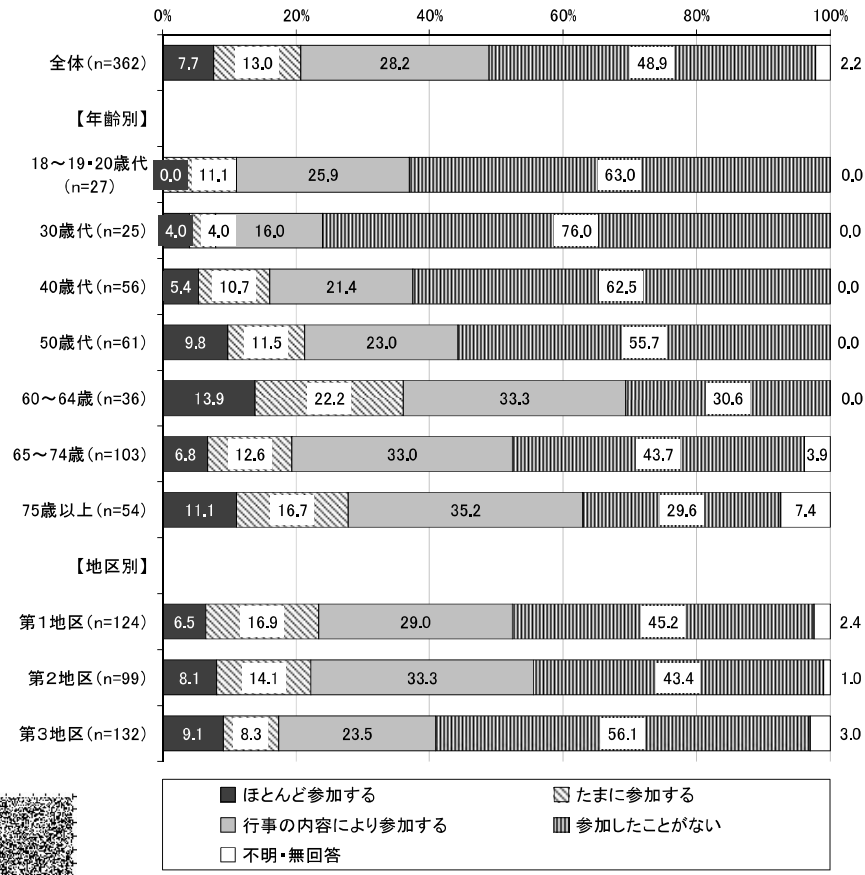


**問 あなたは、地域の行事や活動に参加していますか。（〇は1つ）**

全体では「参加したことがない」が48.9%と最も高く、次いで「行事の内容により参加する」が28.2%、「たまに参加する」が13.0%となっています。

年齢別にみると、60～64歳、75歳以上では「行事の内容により参加する」、その他の年齢層においては「参加したことがない」が最も高くなっています。特に60～64歳、75歳以上では「ほとんど参加する」、「たまに参加する」、「行事の内容により参加する」の合計が6割台となっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「参加したことがない」が最も高くなっています。

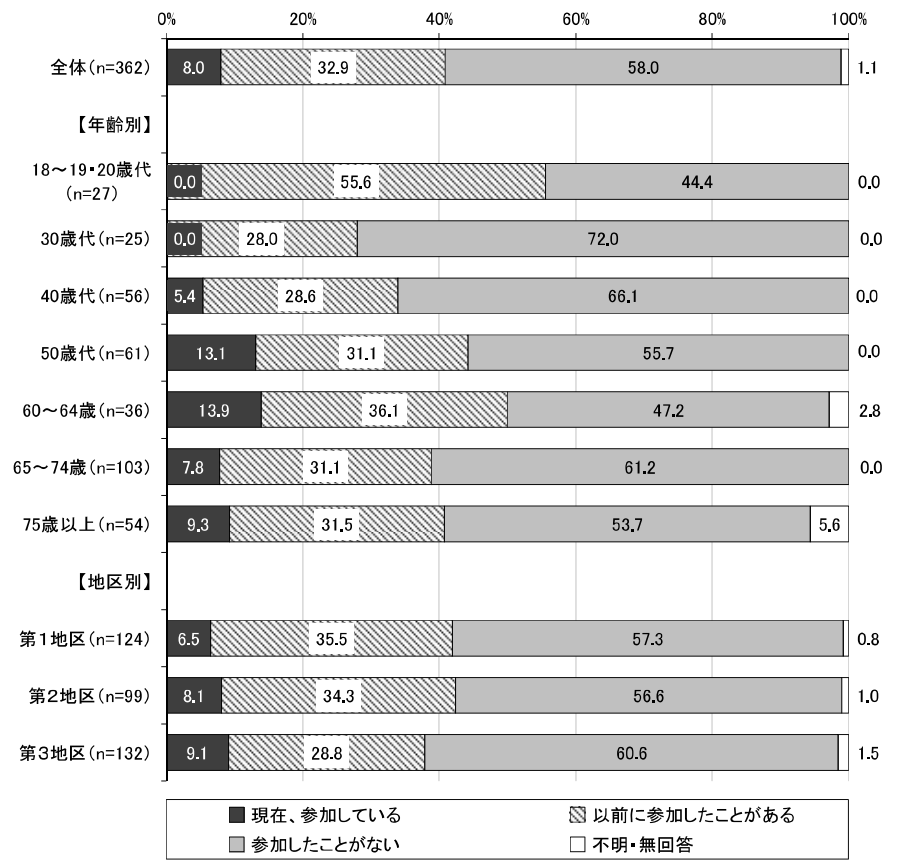


**問 あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。（〇は1つ）**

全体では「参加したことがない」が58.0%と最も高く、次いで「以前に参加したことがある」が32.9%、「現在、参加している」が8.0%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「以前に参加したことがある」、その他の年齢層においては「参加したことがない」が最も高くなっています。また、18～19・20歳代、60～64歳では「現在、参加している」と「以前に参加したことがある」の合計が5割台となっており、「参加したことがない」を上回っています。

地区別にみると、いずれの地区においても「参加したことがない」が最も高くなっています。



**問 ボランティア活動に参加しようとする際、どういう点を重視しますか。**  
**(あてはまるものすべてに○)**

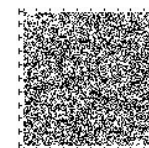
全体では「気軽にできること(単発、時間が短いなど)」が 63.5%と最も高く、次いで「人の役に立つこと」が43.1%、「誰にでもできること」が36.7%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「気軽にできること(単発、時間が短いなど)」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「気軽にできること(単発、時間が短いなど)」が最も高くなっています。

単位：%		い な ど )	と 長 く 続 け ら れ る こ と	と 誰 に で も で き る こ と	体 を 動 か せ る こ と	多 く の 人 と 関 わ れ る こ と	新 し い 経 験 や 学 び を 得 る こ と	自 分 の 将 来 に 役 立 つ こ と	自 分 の 技 能 ・ 経 験 を い か せ る こ と	人 の 役 に 立 つ こ と
全体(n=362)		<b>63.5</b>	10.5	36.7	12.4	16.9	17.4	8.3	19.9	43.1
年齢別	18～19・20歳代(n=27)	<b>59.3</b>	3.7	37.0	7.4	22.2	37.0	25.9	25.9	48.1
	30歳代(n=25)	<b>76.0</b>	12.0	32.0	12.0	24.0	20.0	24.0	36.0	44.0
	40歳代(n=56)	<b>71.4</b>	7.1	28.6	7.1	8.9	21.4	8.9	14.3	50.0
	50歳代(n=61)	<b>60.7</b>	16.4	32.8	13.1	11.5	11.5	4.9	26.2	49.2
	60～64歳(n=36)	<b>69.4</b>	16.7	47.2	13.9	13.9	19.4	5.6	19.4	41.7
	65～74歳(n=103)	<b>66.0</b>	8.7	43.7	13.6	20.4	16.5	2.9	17.5	37.9
	75歳以上(n=54)	<b>46.3</b>	9.3	31.5	16.7	20.4	9.3	7.4	13.0	37.0
地区別	第1地区(n=124)	<b>69.4</b>	12.1	34.7	16.1	16.1	14.5	6.5	21.8	41.1
	第2地区(n=99)	<b>63.6</b>	8.1	30.3	8.1	19.2	15.2	8.1	20.2	42.4
	第3地区(n=132)	<b>59.1</b>	11.4	43.2	12.9	15.9	22.0	9.8	17.4	45.5

単位：%		な よ が り る 良 い こ と 社 会 に つ	が 分 か ら な い 、 関 心	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=362)		21.5	11.9	1.4	4.7
年齢別	18～19・20歳代(n=27)	22.2	11.1	0.0	0.0
	30歳代(n=25)	16.0	16.0	0.0	0.0
	40歳代(n=56)	23.2	12.5	1.8	0.0
	50歳代(n=61)	18.0	13.1	1.6	4.9
	60～64歳(n=36)	41.7	2.8	2.8	5.6
	65～74歳(n=103)	18.4	12.6	1.0	4.9
	75歳以上(n=54)	18.5	13.0	1.9	13.0
地区別	第1地区(n=124)	24.2	12.1	0.8	3.2
	第2地区(n=99)	19.2	9.1	2.0	3.0
	第3地区(n=132)	20.5	12.9	1.5	6.8



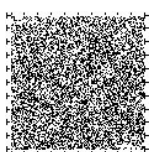
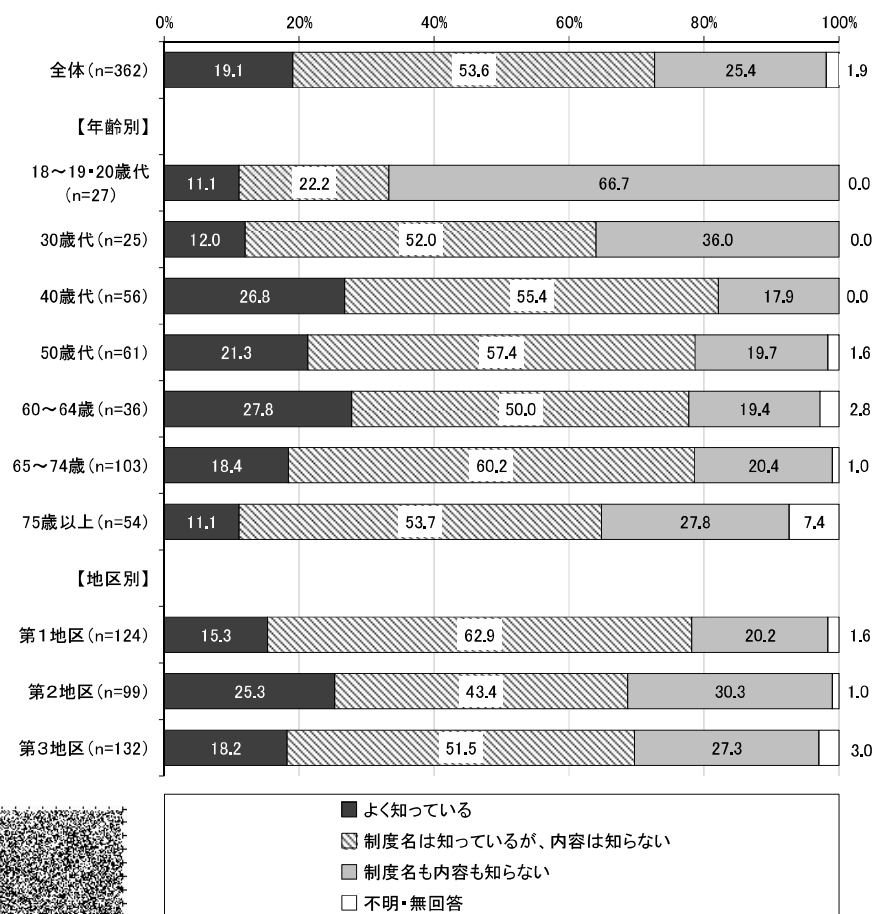


**問 あなたは、成年後見制度について知っていますか。（〇は1つ）**

全体では「制度名は知っているが、内容は知らない」が53.6%と最も高く、次いで「制度名も内容も知らない」が25.4%、「よく知っている」が19.1%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「制度名も内容も知らない」、その他の年齢層においては「制度名は知っているが、内容は知らない」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「制度名は知っているが、内容は知らない」が最も高くなっています。

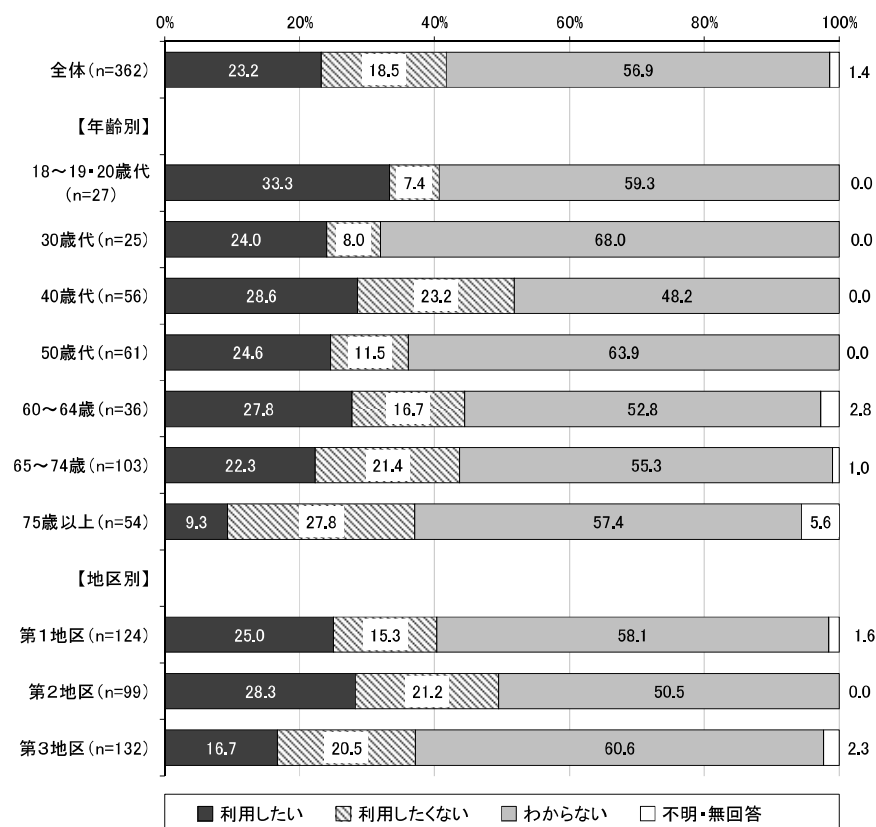


**問 将来的にあなた自身の判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。（〇は1つ）**

全体では「わからない」が56.9%と最も高く、次いで「利用したい」が23.2%、「利用したくない」が18.5%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「わからない」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「わからない」が最も高くなっています。



**問 「利用したい」を選んだ方**

**問 成年後見制度を利用することになった場合、誰に後見人になって支援してほしいですか。（あてはまるものすべてに○）**

全体では「配偶者や子どもなどの親族」が75.0%と最も高く、次いで「弁護士や司法書士などの専門職」が22.6%、「社会福祉法人などの団体」が11.9%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「配偶者や子どもなどの親族」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「配偶者や子どもなどの親族」が最も高くなっています。

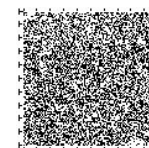
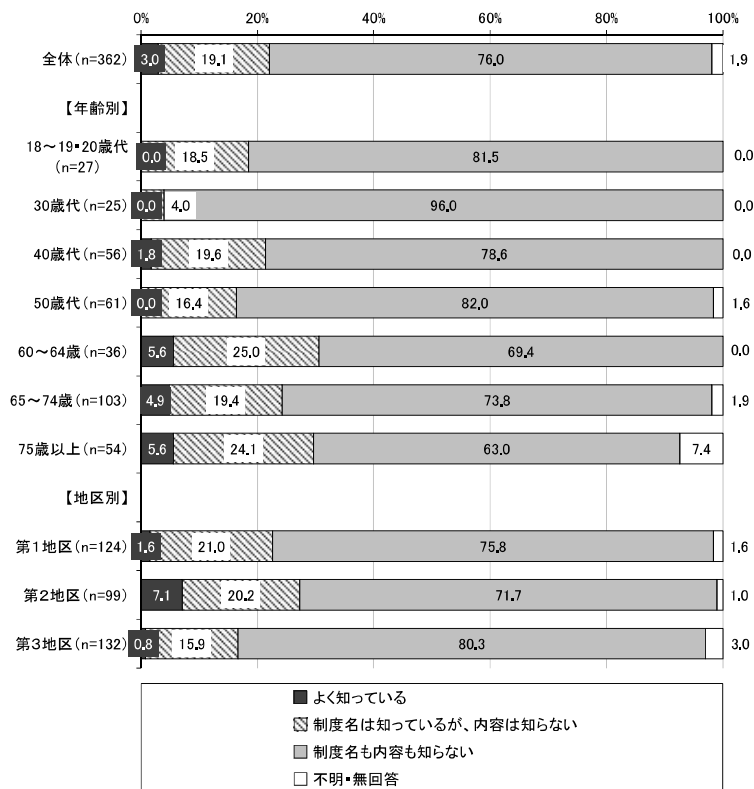
単位：%		親 配 偶 者 や 子 ど も な ど の 親 族	弁 護 士 職 や 司 法 書 士 な ど	社 会 福 祉 法 人 な ど の 団 体	市 民 後 見 人	わ か ら な い	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体 (n=84)		75.0	22.6	11.9	9.5	4.8	0.0	0.0
年 齢 別	18～19・20歳代 (n=9)	88.9	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0
	30歳代 (n=6)	66.7	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	40歳代 (n=16)	62.5	43.8	6.3	18.8	6.3	0.0	0.0
	50歳代 (n=15)	66.7	13.3	13.3	6.7	13.3	0.0	0.0
	60～64歳 (n=10)	90.0	40.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	65～74歳 (n=23)	78.3	8.7	13.0	13.0	0.0	0.0	0.0
	75歳以上 (n=5)	80.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0
地 区 別	第1地区 (n=31)	71.0	25.8	9.7	12.9	6.5	0.0	0.0
	第2地区 (n=28)	71.4	17.9	14.3	0.0	7.1	0.0	0.0
	第3地区 (n=22)	90.9	27.3	9.1	13.6	0.0	0.0	0.0

**問 あなたは、市民後見制度について知っていますか。（○は1つ）**

全体では「制度名も内容も知らない」が76.0%と最も高く、次いで「制度名は知っているが、内容は知らない」が19.1%、「よく知っている」が3.0%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「制度名も内容も知らない」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「制度名も内容も知らない」が最も高くなっています。



**問 今後、住みよいまちづくりを進めるうえで、地域住民としてどのようなことに取り組んでいきたいとお考えですか。（あてはまるもの3つまで○）**

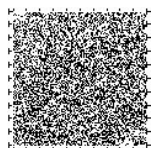
全体では「健康づくりや生きがい活動」が 33.4%と最も高く、次いで「介護者や介護を必要とする人への支援」「防災や防犯など生活安全に関する活動」が 28.2%となっています。

年齢別にみると、18～19・20 歳代では「特になし」、30 歳代では「子育ての支援や子どもの見守り」、40 歳代、60～64 歳では「防災や防犯など生活安全に関する活動」、50 歳代では「高齢者や障がいのある人への支援」、65～74 歳、75 歳以上では「健康づくりや生きがい活動」が最も高くなっています。

地区別にみると、第 1 地区、第 2 地区では「健康づくりや生きがい活動」、第 3 地区では「健康づくりや生きがい活動」「防災や防犯など生活安全に関する活動」が最も高くなっています。

単位：%		介護者や介護を必要とする人への支援	高齢者や障がいのある人への支援	青少年健全育成活動	子育ての支援や子どもの見守り	世代を超えた交流活動	スポーツ・交流・活動レクリエーション	健康づくりや生きがい活動	防災や防犯など生活安全に関する活動
全体 (n=362)		28.2	27.3	5.0	26.5	10.8	10.8	<b>33.4</b>	28.2
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	18.5	29.6	3.7	33.3	7.4	22.2	14.8	22.2
	30歳代 (n=25)	28.0	28.0	4.0	<b>56.0</b>	16.0	8.0	20.0	40.0
	40歳代 (n=56)	28.6	30.4	8.9	35.7	10.7	1.8	21.4	<b>41.1</b>
	50歳代 (n=61)	34.4	<b>36.1</b>	4.9	31.1	11.5	16.4	34.4	23.0
	60～64歳 (n=36)	36.1	22.2	0.0	19.4	5.6	8.3	41.7	<b>47.2</b>
	65～74歳 (n=103)	26.2	24.3	7.8	22.3	13.6	12.6	<b>41.7</b>	22.3
	75歳以上 (n=54)	24.1	22.2	0.0	7.4	7.4	7.4	<b>38.9</b>	16.7
地区別	第1地区 (n=124)	29.8	29.0	6.5	25.0	15.3	12.1	<b>37.9</b>	30.6
	第2地区 (n=99)	34.3	31.3	3.0	26.3	12.1	12.1	<b>35.4</b>	25.3
	第3地区 (n=132)	22.7	22.0	4.5	27.3	5.3	9.1	<b>28.8</b>	<b>28.8</b>

単位：%		自治会の運営などに既存組織の活用	自ら新しい活動や活動グループの立ち上げ	特になし	その他	不明・無回答
全体 (n=362)		7.5	7.2	21.0	2.8	3.0
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	7.4	3.7	<b>37.0</b>	0.0	3.7
	30歳代 (n=25)	0.0	0.0	12.0	4.0	0.0
	40歳代 (n=56)	3.6	3.6	25.0	3.6	1.8
	50歳代 (n=61)	6.6	9.8	14.8	4.9	0.0
	60～64歳 (n=36)	13.9	13.9	19.4	2.8	0.0
	65～74歳 (n=103)	7.8	4.9	24.3	1.9	1.9
	75歳以上 (n=54)	11.1	13.0	14.8	1.9	13.0
地区別	第1地区 (n=124)	8.1	9.7	16.1	2.4	3.2
	第2地区 (n=99)	8.1	6.1	23.2	4.0	0.0
	第3地区 (n=132)	6.8	5.3	24.2	2.3	5.3



**問 誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合う「地域共生社会」を実現するためには、これからどのような取組が必要だと考えますか。（あてはまるもの3つまで○）**

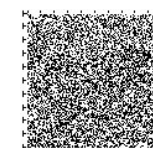
全体では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が 33.4%と最も高く、次いで「学校や社会における福祉教育を充実させる」が 29.6%、「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」が 27.9%となっています。

年齢別にみると、18～19・20 歳代では「学校や社会における福祉教育を充実させる」「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」、30 歳代では「学校や社会における福祉教育を充実させる」、40 歳代、65～74 歳代では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」、50 歳代では「困っている人からの情報収集に力を入れる」、60～64 歳代では「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」、75 歳以上では「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1 地区では「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」、第2 地区、第3 地区では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が最も高くなっています。

単位: %		学校や社会における福祉教育	一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける	地域の人が気軽に集まれる場所を作る	地域の拠点となる場を整備する	リーダーや福祉活動に携わる人を養成する	地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする	地域における福祉活動の活動費・運営費など資金的な援助を行う	互いの交流活動を進める	自治会が中心となって市民相をさかんにする	ボランティアやNPOの活動	困っている人からの情報収集	側面的援助の体制を充実させる
全体 (n=362)		29.6	27.9	24.3	10.5	10.5	12.2	10.8	8.6	10.8	25.4	<b>33.4</b>	
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	<b>40.7</b>	<b>40.7</b>	11.1	18.5	14.8	7.4	11.1	11.1	7.4	18.5	25.9	
	30歳代 (n=25)	<b>52.0</b>	8.0	24.0	4.0	4.0	4.0	16.0	4.0	4.0	28.0	40.0	
	40歳代 (n=56)	33.9	19.6	21.4	3.6	5.4	8.9	8.9	10.7	1.8	26.8	<b>39.3</b>	
	50歳代 (n=61)	24.6	27.9	31.1	21.3	11.5	13.1	14.8	6.6	18.0	<b>34.4</b>	31.1	
	60～64歳 (n=36)	30.6	<b>36.1</b>	22.2	13.9	8.3	13.9	11.1	8.3	16.7	27.8	27.8	
	65～74歳 (n=103)	26.2	29.1	23.3	10.7	14.6	12.6	10.7	6.8	15.5	24.3	<b>35.0</b>	
	75歳以上 (n=54)	20.4	<b>31.5</b>	29.6	1.9	9.3	18.5	5.6	13.0	3.7	16.7	<b>31.5</b>	
地区別	第1地区 (n=124)	31.5	<b>32.3</b>	27.4	12.9	9.7	13.7	12.9	8.1	8.1	26.6	29.0	
	第2地区 (n=99)	32.3	30.3	22.2	9.1	11.1	14.1	14.1	7.1	13.1	27.3	<b>39.4</b>	
	第3地区 (n=132)	24.2	22.0	24.2	9.1	10.6	9.1	6.8	10.6	10.6	22.0	<b>31.1</b>	

単位: %		わからない	その他	不明・無回答
全体 (n=362)		16.9	1.9	2.8
年齢別	18～19・20歳代 (n=27)	22.2	0.0	3.7
	30歳代 (n=25)	20.0	0.0	0.0
	40歳代 (n=56)	19.6	1.8	0.0
	50歳代 (n=61)	16.4	1.6	1.6
	60～64歳 (n=36)	11.1	5.6	2.8
	65～74歳 (n=103)	16.5	2.9	1.0
	75歳以上 (n=54)	14.8	0.0	11.1
地区別	第1地区 (n=124)	15.3	1.6	3.2
	第2地区 (n=99)	15.2	3.0	1.0
	第3地区 (n=132)	20.5	1.5	3.8



### 3 第4期計画の評価と課題

「第5期青梅市地域福祉計画」の策定に当たり、「第4期青梅市地域福祉計画」の進捗状況について、各事業の取組状況と担当課の自己評価をもとにとりまとめを行いました。

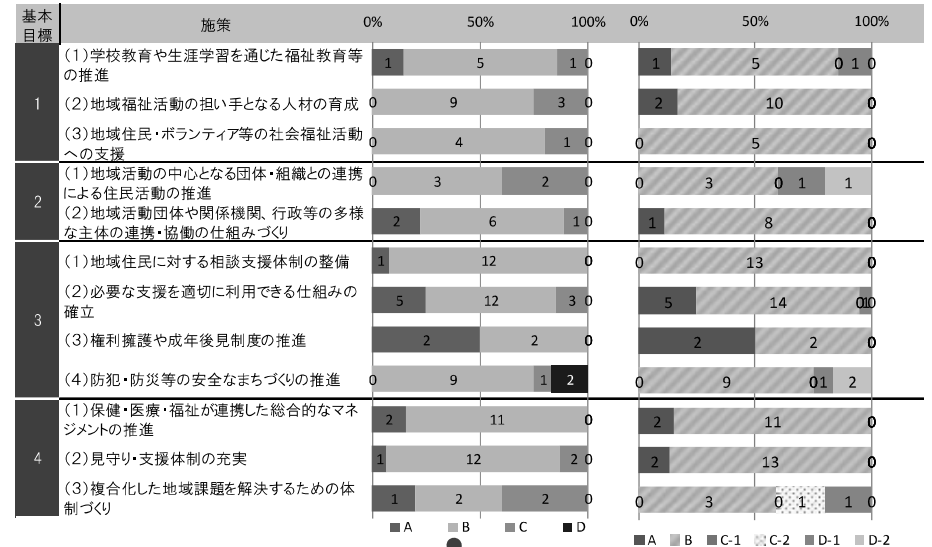
評価の実施に当たっては、各事業の取組状況(実行性)と、計画に定める推進施策への貢献度の2つの観点から評価を行いました。

施策ごとの集計結果は以下のとおりです。「基本目標3 安心してサービスを利用できる環境づくり」は実行性、貢献度いずれもA評価が比較的多くなっています。「基本目標1 地域を支える人づくり・活動支援」の実行性は、コロナ禍の影響もあり、C評価が多くなっています。

自己評価を点数化し、施策ごとの平均点を算出しました。

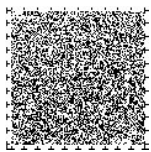
実行性の平均値は 1.95 点、貢献度の平均値は 2.08 点となりました。実行性は、人材育成や住民活動の推進等、コロナ禍における行動制限の影響を受けやすい施策が低くなっているほか、施策3(4)は補助金が終了するなど様々な理由により十分に実施できない事業もありました。

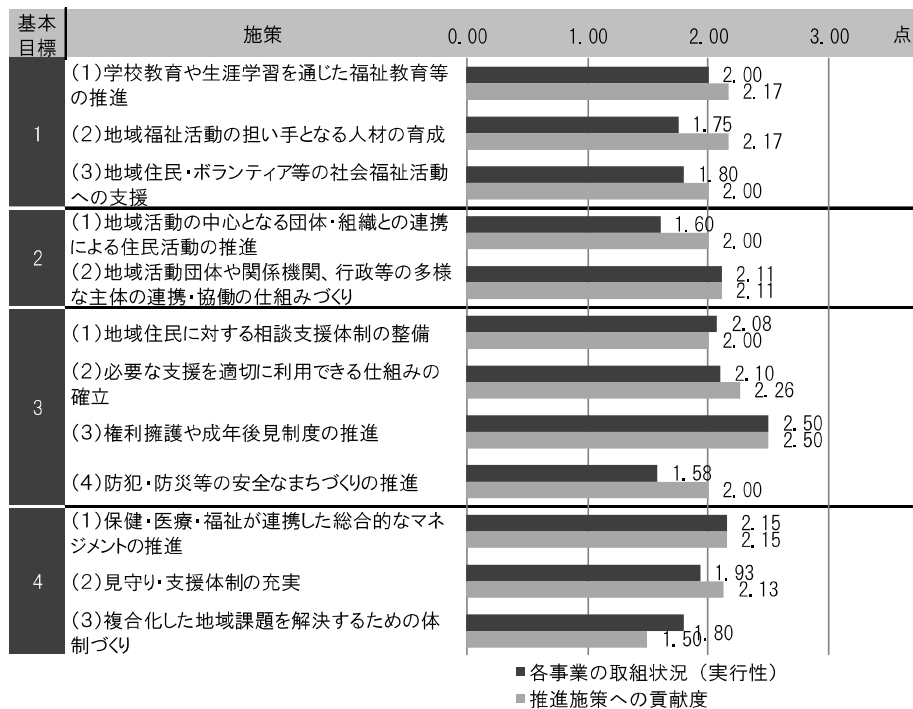
貢献度は、概ね2点を超えており、実行性が低くなっている施策においても効果的に取り組むことができたことが伺えます。施策4(3)は、共生型サービス、障害基準該当サービス事業者登録制度について事業者に対する周知が課題であるとして、貢献度が 1.50 点となっています。



各事業の取組状況(実行性)  
 A: 想定とおり実施  
 B: 概ね想定とおり実施  
 C: 実施に当たり課題があった  
 D: 実施できなかった

推進施策への貢献度  
 A: 施策推進につながった  
 B: 概ね施策推進につながった  
 C-1: あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献)  
 C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)  
 D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる  
 D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況





各事業の取組状況（実行性）	点数
A: 想定とおり実施	3点
B: 概ね想定とおり実施	2点
C: 実施に当たり課題があった	1点
D: 実施できなかった	0点

推進施策への貢献度	点数
A: 施策推進につながった	3点
B: 概ね施策推進につながった	2点
C・1: あまり施策推進につながらなかった（別施策の推進に貢献）	1点
C・2: あまり施策推進につながらなかった（効果がそもそもなかった）	0点
D・1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる	除外
D・2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況	除外

基本目標ごとの主な取組の評価と課題は以下のとおりです。

## 基本目標1 地域を支える人づくり・活動支援

市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、市民意識の高揚に向けた福祉教育の推進や人権啓発にかかる講演等学習の機会の提供など地域を支える人づくり・活動支援に取り組みました。

### （1）学校教育や生涯学習を通じた福祉教育等の推進

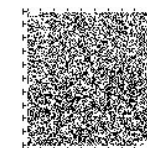
- 啓発事業は特にコロナ禍の影響で中止になった事業が多くなっています。
- コロナ禍に関係なく状況に応じて保護者が求めている内容をテーマに講演会を定期的に行うことができ、施策推進に貢献しました。

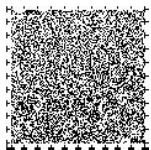
### （2）地域福祉活動の担い手となる人材の育成

- 介護予防リーダーの高齢化が進んでおり、世代交代が進んでいません。また、地域によっては通いの場の数が不足しています。
- 複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある福祉課題の解決に導く「つなぎ役」として社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置しました。

### （3）地域住民・ボランティア等の社会福祉活動への支援

- 青梅ボランティア・市民活動センターや市民センターなど、ボランティア活動の場の提供と活動場所の拡充に努めました。コロナ禍には活動を制限せざるを得ませんでしたが、徐々に活動の場が戻ってきています。より強固な協力関係を築いていく必要があります。





## 基本目標2 地域を支える仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市民、行政、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体など、地域福祉の担い手が様々な組織的活動に取り組み、見守り、助け合い、支え合う仕組みづくりの推進を図りました。

### (1) 地域活動の中心となる団体・組織との連携による住民活動の推進

- 青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定にもとづき、自治会連合会と情報交換会を実施。市への要望を聞くだけではない場としていく必要があります。
- 感染拡大防止のため社会福祉法人の実施する公益的な取組の規模が縮小されました。社会福祉法人と連携強化を図り、官民協働の実現に向けた検討を行う必要があります。

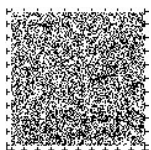
### (2) 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

- 各種交流イベントは、多くがコロナ禍により中止となりましたが、実施できた年においては交流、ふれあいの機会づくりに貢献できました。
- 生活支援コーディネーターを日常生活圏域に、第2層協議体を支会ごとに設置し、地域活動や課題の共有、関係者間のネットワークの構築を図ることができました。一方、課題を共有しても施策化できる仕組みが不十分となっています。

## 基本目標3 安心してサービスを利用できる環境づくり

誰もが安心して必要な支援やサービスを選択でき、適切に利用できる福祉のまちづくりを推進しています。

また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの人権に配慮した制度の利用促進を図っています。



### (1) 地域住民に対する相談支援体制の整備

- 民生委員・児童委員の定数割れが続いており、欠員の生じている地区に対しては協力員を配置しました。人材育成に向けて、青梅市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、市民に対する普及・啓発に取り組みます。
- 障がい当事者、家族、地域の住民からの相談に対し、医療・福祉関係機関、専門機関と連携し、相談支援体制の充実を図りました。
- 児童虐待について、虐待対策コーディネーターを引き続き配置し、迅速に対応できるように体制を整備しました。一方で児童虐待の取扱件数は高止まりし、内容も多様化しており、対応に苦慮するケースも増えてきています。
- 地域包括支援センターを中心に、医療・介護・福祉関係機関や地域との連携を密にし、高齢者本人や親族以外からも幅広く相談を受け付け、支援に繋げることができました。

### (2) 必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による制度改正により、離職や減収に伴う住居確保給付金の受給者数が急増しました。
- 生活困窮者自立相談支援事業により相談者に寄り添い、伴走型の支援を実施。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金や住居確保給付金の受給につなげることができました。

### (3) 権利擁護や成年後見制度の推進

- 成年後見制度の利用促進に向け、青梅市社会福祉協議会と連携し、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際の支援を行いました。速やかに後見人を選任し、家族の負担軽減を図ることができました。一方で市民に対しどのように普及・啓発を行っていくかが課題となっているほか、市民後見人の養成が進んでいない現状になっています。

### (4) 防犯・防災等の安全なまちづくりの推進

- 自主防災組織連絡会を通じて、避難行動要支援者の支援対策について普及・啓発を行っています。支援対策の更なる充実に向け、モデル地区を設定し、個別避難計画の記載項目や作成優先順位を検討しました。

## 基本目標4 地域で安心して暮らすためのネットワークづくり

高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、生活困窮者など、社会的に弱い立場にある方を孤立・孤独から守り、地域で自立した生活が送れるよう、保健、医療、福祉、防災、教育などの各分野の横断的な連携や地域住民による支え合いが連動した包括的な支援体制の整備を図っています。

### (1) 保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進

- 福祉総合相談窓口について、令和6年度に各市民センターへの設置に向けた体制整備の議論を進めています。
- 多様化する相談内容に応じたサービスを提供するため、専門相談員の活用を図っていますが、近年、困難事例がより複雑化・複合化し、職員の負担が増大しています。
- 就労支援は、通常のハローワークと連携した支援に加え、就労支援の前段階で課題を持つ方の支援のため、就労準備支援事業を開始しました。引き続き、一般就労において課題がある方の支援についての充実についても検討する必要があります。

### (2) 見守り・支援体制の充実

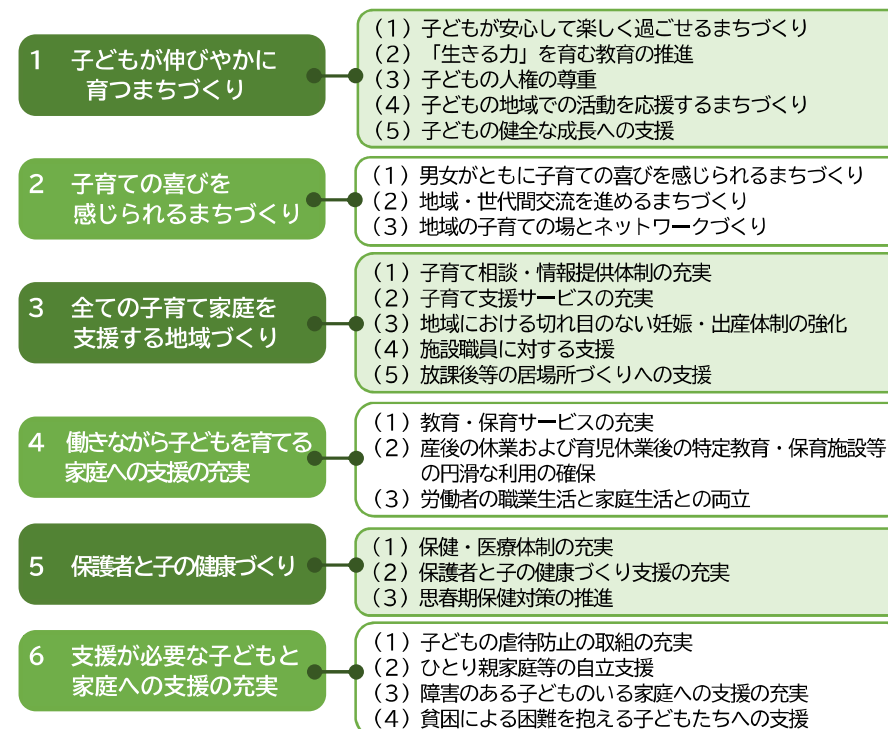
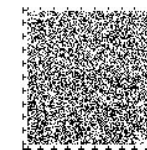
- 認知症高齢者等の一人歩きによる行方不明の早期発見に対応するため、新たにICT機器を活用した見守りである高齢者見守り支援事業を開始しました。ケアマネジャーや関係機関等へ事業の周知を行うことで、ネットワークの充実が図られました。
- ひきこもり問題について、相談者と一度の相談で終了せず、その後も相談を続けるなど支援を充実させました。ひきこもりの高齢化・長期化に伴い、相談内容も多様化していることが課題となっています。

### (3) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

- 既存の会議体に地域福祉コーディネーターが参加し、地域の実状を把握している民生委員・児童委員や生活支援コーディネーターとの連携により、地域の現状や課題が見えてきました。地域課題が複合化しているため、様々な関係機関と幅広く連携・協力する必要があります。

## ※地域福祉計画と連携して策定している第2期青梅市子ども

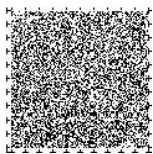
### ・子育て支援事業計画施策体系と主な成果



- 妊娠期から子育て期に至る子ども・子育て支援策を切れ目なく包括的に実施するとともに、伴走型支援を行う体制を充実させることを目的にこども家庭センターを新設しました。
- ひとり親世帯の自立をさらに支援するため、一般社団法人日本シングルマザー支援協会と「ひとり親家庭の自立支援に関する連携協定」を、都内の自治体で初めて締結しました。ひとり親家庭の支援に役立つ各種取組について連携して更なる支援を進めます。







## 4 課題のまとめ

統計、アンケート結果、第4期計画の評価と課題から、地域福祉における課題をまとめました。

### 1. 地域のつながりの再構築と孤立の防止

生活様式や価値観の多様化により、全国的に地域のつながりの希薄化が指摘されるなか、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症による世界的な社会の混乱は、人と人とのつながりに変化をもたらしています。

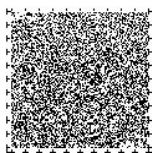
「地域共生社会」の実現には、地域に暮らす多様な人々が互いを認め合う意識が重要であり、アンケートにおいても「学校や社会における福祉教育を充実させる」、「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」が高くなっていることから、引き続き福祉意識の醸成・向上に取り組む必要があります。

また、アンケート結果では、年代を問わず近所の人とあいさつ程度の付き合いができていたことが伺えました。一方で、孤独感を感じている市民が一定数いることが伺え、特に40歳代で高くなっています。住民に最も身近な組織である自治会の活動支援や、居場所・交流の場づくりへの支援を行うことで、孤立を 방지、顔見知りの関係を築くことが重要です。

### 2. 多様な担い手の育成、助け合い、支え合い活動の活性化

本市では、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯、障がいのある人、外国籍市民等、見守りや支援が必要な人が増加しており、住民同士による助け合い、支え合いや継続的な見守りが重要となっています。

一方で、ボランティア・市民活動の登録団体、会員数いずれも減少傾向にあるほか、民生委員・児童委員や介護予防リーダーなどの担い手不足など、人材育成や団体活動への支援が求められています。



アンケート結果では、30～50歳代のいわゆる働き盛り・子育て世代は、地域活動、ボランティア活動等の参加状況は低くなっているものの、地域のためにしてあげられることとして、災害時の手助け、安否確認の声掛けなどへの積極的な回答がみられました。また、ボランティアに参加する際に重視する点として、時間が短いなど気軽さが求められており、関心がないとの回答は低くなっています。

地域の誰もが助け合い、支え合いの担い手となるよう、多様なかわり方を選択でき、気軽に参加できるメニューを増やすことが重要です。

### 3. 相談支援体制のさらなる充実

近年、複合課題を抱える個人・世帯や、既存の支援制度では対応が難しい制度の狭間の課題等が増加しており、本市においても同様の傾向となっています。

また、アンケートでは、生活上の困りごとがある方のうち、誰かに相談していない割合が6割半ば、その理由として半数が「相談しても解決が期待できない」と回答しており、関係機関との連携強化による相談支援の資質向上、相談できない方に対するアウトリーチが重要となっていることが伺えます。

このような課題の受け止めに加え、必要なサービスを適切に利用するための支援、サービスの質の向上に向けて、引き続き地域福祉コーディネーターを中心とした包括的支援体制の強化に取り組む必要があります。

## 第2章 計画の基本的な考え方と施策体系

### 1 基本理念

#### みんなが顔見知りのまち

～誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合うまち 青梅～

核家族化や一人暮らしの増加、近隣関係の希薄化が進み、加えて新型コロナウイルス感染拡大による行動制限等から、困りごとが見えにくく、新たな支え合いの仕組みが必要となっています。

人口減少や少子高齢化が進み、福祉ニーズが増大する一方で担い手不足が顕在化するとともに、抱えている課題や困りごとが多様化、複合化してきていることから、分野ごとの縦割りや「受け手」「支え手」の関係を越えた多様な主体による「地域共生社会」の実現が求められています。

そのため、誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合う「みんなが顔見知りのまち」を地域福祉計画の基本理念とします。

### 2 基本目標

#### 基本目標1 顔見知りの関係づくり

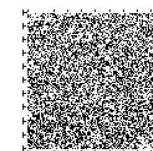
市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるよう、福祉教育の推進のほか、一人暮らし高齢者や、こどもの登下校等、地域の中で見守る体制、居場所づくりを支援し、顔見知りの関係づくりを推進します。

#### 基本目標2 多様な主体による支え合い活動の推進

市民、行政、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体など、地域のあらゆる人々が地域福祉推進の担い手となり、それぞれの役割を果たしていくことができるよう、担い手育成や、組織的な活動への支援を行い、地域の中で支え合う仕組みの推進を目指します。

#### 基本目標3 包括的な支援体制の整備・強化

複雑化・複合化する生活課題に対し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、包括的な支援を提供していくことができるよう、相談体制等について行政の分野横断的な連携を強化するとともに、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重したサービスの利用、質の向上を目指します。

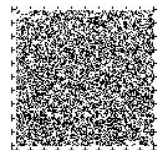


## 第3章 取組内容

### 基本目標1 顔見知りの関係づくり

基本方針	基本施策
(1)福祉意識の醸成	ア 人権教育の推進 イ 福祉教育の推進
(2)地域の居場所・活躍の場づくり	ア 地域における交流機会の創出 イ 当事者・家族同士の交流支援 ウ 社会参加に向けた支援
(3)見守り・防犯体制の充実	ア 見守りネットワークの充実 イ 防犯対策の推進
(4)快適なまちづくりの推進	ア 福祉のまちづくりの推進

#### ■関連する SDGs



## 基本方針(1) 福祉意識の醸成

人権教育や福祉教育を通じて、思いやりの心や社会奉仕の精神など、地域共生社会実現の基盤となる、市民一人ひとりの福祉意識を醸成します。

### 基本施策 ア 人権教育の推進

事業名	取組内容	担当課	関連計画
人権教育の推進	東京都の「人権尊重教育推進校」の指定を受けるとともに、市として実践・指導事例集を毎年発行し、授業の質の向上を図ります。人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進します。	指導室	
人権啓発活動の推進	小学生に対して、思いやりの心や、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的として「人権の花」運動を実施します。また、いじめ等の人権問題を考え、相手への思いやりの心や生命の尊さ等を体得することを目的として、人権教室を開催するなど、人権啓発活動の推進を図ります。	市民安全課	

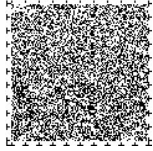
### 基本施策 イ 福祉教育の推進

事業名	取組内容	担当課	関連計画
福祉教育等の推進	児童生徒の思いやりの心や社会奉仕の精神などを育むため、福祉教育を推進します。また、市民センター等での各種講座を通じて、市民への啓発・広報を行います。	指導室 社会教育課	
インクルーシブ理念と福祉意識の啓発	障がいのある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指し、インクルーシブ理念の理解促進に努めます。	地域福祉課 障がい者福祉課	障
保健福祉に関する学びの場の提供	生涯学習講座などを通じて、地域保健福祉への関心や福祉意識の向上に努めます。	社会教育課	再

事業名	取組内容	担当課	関連計画
障害者差別解消条例の周知	「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」にもとづき、障がいのある人の権利擁護等にかかる理念を浸透させ、障がいのある人に対する差別や偏見のない社会、共に社会の一員として、心豊かに暮らせるまちの実現に努めます。	障がい者福祉課	障
市内小・中学校への「認知症サポーター養成講座」の推進事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる「認知症サポーター養成講座」の普及・啓発の推進事業として、市内小・中学校で授業実施します。	高齢者支援課	高 認
児童の人権に関する理解の普及・啓発	ポスターチラシの配布等の普及・啓発活動を継続するとともに、広報や子育てモバイルなどを活用し、市民に対する情報提供および広報の充実を図ります。	子育て応援課 こども家庭センター	子

関連計画の記号は、それぞれ以下の青梅市の福祉関係計画を示しています(以下同様です)。

- 地…地域福祉計画
- 高…高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 認…認知症施策推進計画
- 障…障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 健…健康増進計画
- 食…食育推進計画
- 自…自殺総合対策計画
- 子…子ども・子育て支援事業計画
- 再…再犯防止推進計画
- 成…成年後見制度利用促進基本計画
- 重…重層的支援体制整備事業実施計画



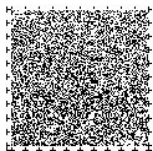
## 基本方針(2) 地域の居場所・活躍の場づくり

地域に愛着を持ち、地域福祉に対する関心を高めることができるよう、子どもから大人まで幅広い市民や当事者同士の交流の場・機会創出に取り組みます。

また、市民一人ひとりが地域の中で役割や生きがいを持って生活できるよう、社会参加に向けた支援を行います。

### 基本施策 ア 地域における交流機会の創出

事業名	取組内容	担当課	関連計画
自治会の活動支援	自治会連合会との連携基本協定書にもとづき、活動や取組を積極的に支援します。	市民活動推進課	
各種交流イベントの開催	お～ちゃんフェスタやおうめ健康まつりなど、各種行事を通じて地域への関心や交流・ふれあいの機会づくりを進めます。また参加者の増加に向けた検討を進めます。	市民活動推進課 健康課 社会教育課	
地域、学校、行政が協働した取組の推進	地域、学校、行政が一体となったイベントなどの取組を進めます。	子育て応援課 市民活動推進課	⑤
地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組を推進するため、文化財の活用などに向けた連携事業の実施	文化財保護指導員等が老壮大学等への講師の奨励を行うとともに、旧吉野家住宅については、地元自治会等との連携を図りながら、活用計画を推進します。	文化課	
地域住民等が集う拠点の整備	「青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、自治会館開放事業と、地域の元気高齢者等が主催する子育て世代向けイベントなどの事業を組み合わせ、多世代が集い、交流を深める「おうめ版多世代交流センター事業」を進めます。	子育て応援課 市民活動推進課 高齢者支援課	⑤



事業名	取組内容	担当課	関連計画
子ども食堂推進事業	「青梅市の子ども食堂連絡会」による行政と事業者の情報共有に努め、東京都の「子供食堂推進事業補助金」の活用を継続します。	子育て応援課	⑤
子育てひろば事業	中高生や高齢者との交流事業など、世代間交流や地域交流を行う機会づくりを進めます。	子育て応援課	⑤
地域づくり事業	介護、障害、子育て、生活困窮などの分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することで、属性に関わらず、地域住民を広く対象とし、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができるよう取り組みます。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課	⑤ ⑥ ⑤ ⑥

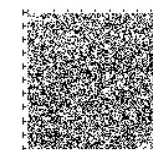
### 基本施策 イ 当事者・家族同士の交流支援

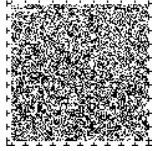
事業名	取組内容	担当課	関連計画
認知症家族会等への支援	認知症の人や介護する家族同士の集いの場を提供するなどの支援を行います。	高齢者支援課	

### 基本施策 ウ 社会参加に向けた支援

事業名	取組内容	担当課	関連計画
生活支援サービスの体制整備	ボランティアの養成や住民主体の通いの場の活動等生活支援の基盤整備のため、関係機関等と協議を進めるとともに、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネーターを配置し、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	高齢者支援課	⑤

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障がい者の就労後の支援体制の整備	障がいのある人の就労後の職業定着支援や障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、特別支援学校や関係機関等の連携を更に図り、継続した支援体制を整備します。	障がい者福祉課	障 認
ひきこもり等支援事業(参加支援事業)	様々な事情によって就学や就労、友人・知人との交友など社会的な参加の場がせばまり、長期にわたって家庭にとどまり続けるといういわゆるひきこもりの状態になってしまっている本人やその家族に対して、相談や支援を行います。	地域福祉課	重





### 基本方針(3) 見守り・防犯体制の充実

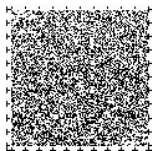
こどもから大人まで幅広く支援を必要とする人に対する見守り活動や日常的な防犯対策について、市民、民生委員・児童委員、青梅市社会福祉協議会をはじめ、団体や民間事業者との連携により見守りネットワークを充実します。

#### 基本施策 ア 見守りネットワークの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
安否確認にかかる見守りネットワークづくり	東京都住宅供給公社や市内各事業者と安否確認にかかる緊急時対応についての連携・協力に関する協定を締結し、安全・安心なまちづくりを進めます。	地域福祉課	
見守り・助け合いのネットワークづくり	青梅市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを進めます。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	高 障 再 成
見守りネットワークにおける企業等との連携強化	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。	高齢者支援課	高
ひとり歩き等に対応する見守り・SOSネットワークの強化	認知症高齢者等のひとり歩きによる行方不明の早期発見に対応するため、警察や民間事業者等関係団体、市民の協力による見守りのためのネットワークの強化を図ります。	高齢者支援課	

#### 基本施策 イ 防犯対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
地域住民等との協働によるパトロールの実施	市民の安全を守り、犯罪のないまちづくりを推進するため、警察と連携し、地域住民、PTA等による町内パトロール等を実施し、安全・安心なまちづくりを進めます。	市民安全課	
防犯カメラの整備	安全・安心まちづくり推進地区にある自治会または商店会等が設置した防犯カメラの維持管理を支援し、公共空間における防犯のための見守り活動を推進していきます。	市民安全課	
	登下校時の児童・生徒の見守りを補完するため、通学路および登下校区域に設置している防犯カメラを適切に運用し、登下校時におけるこどもの安全確保を図ります。	学務課	
薬物乱用防止の推進	薬物乱用防止を推進するため、各種イベントでの啓発活動を行います。	健康課	再
児童・生徒の非行の未然防止に向けた取組	社会福祉協議会と連携し、生活困窮家庭のうち、教科学習のさらなる取り組みを希望された家庭の児童・生徒に対して教員OBによる学習支援を行います。	地域福祉課	再



## 基本方針(4) 快適なまちづくりの推進

「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共建築物や公共交通施設、道路、公園、住宅などのバリアフリー化、歩道の設置と段差の解消など、人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを促進します。

### 基本施策 ア 福祉のまちづくりの推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
ユニバーサルデザインの考えにもとづいたまちづくりの推進	国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共交通施設や公共公益建物、道路、公園、住宅などのバリアフリー化を促進し、優しいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。	地域福祉課	高 認 障
市内バリアフリー化情報の提供	ハンディキャップを持つ人の外出や交流の促進を図るため、福祉マップの見直しを行い、適切な情報が得られるように努めます。	地域福祉課	
公共建築物等のバリアフリー化の促進	高齢者や障がい者に配慮した施設づくりを推進するとともに、民間施設に対する指導・助言を行い、理解と協力を求めます。	地域福祉課	高 認

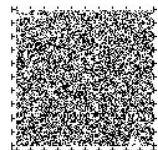




## 基本目標2 多様な主体による支え合い活動の推進

基本方針	基本施策
(1)地域活動の担い手となる人材育成	ア 活動者・ボランティアの育成
(2)ボランティア等の社会福祉活動支援	ア 活動継続に向けた支援 イ 社会福祉法人との連携強化
(3)防災体制の充実	ア 災害時に備えた連携体制の構築

### ■関連する SDGs



## 基本方針(1) 地域活動の担い手となる人材育成

一人でも多くの市民が地域の支え合いや地域活動に参加し、活躍できるよう、育成に向けた各種養成講座を実施します。

### 基本施策 ア 活動者・ボランティアの育成

事業名	取組内容	担当課	関連計画
各種ボランティア養成講座の実施	相互の支え合いと秩序のある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の学習機会の確保に努めます。	市民活動推進課	
ゲートキーパーの養成	こころの健康づくりに関する充実を図るとともに、悩んでいる人に声をかけ、傾聴し、支援へつなげ、見守る人(ゲートキーパー)の育成に努めます。	健康課	自 再
元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手の養成	元気な高齢者の新たな社会参加の一つとして介護保険の家事支援サービスを提供するおうめ生活サポーターを養成します。	高齢者支援課	高
介護予防リーダーの養成	ボランティアとして地域の高齢者の体操教室等、住民主体の集いの場の立ち上げを担う介護予防リーダーの養成を行います。	高齢者支援課	高
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターを養成します。	高齢者支援課	高 認
民生・児童委員協力員制度の活用	民生委員・児童委員の活動に協力しつつ、地域福祉活動を担う人材として期待される民生・児童委員協力員制度を活用します。	地域福祉課	
市民講座の実施、シンポジウムの開催【新規】	地域福祉の担い手の発掘や人材育成を目的とした市民講座やシンポジウムを実施し、地域のニーズに応えられる人材の育成に取り組めます。	地域福祉課	再 成 重



## 基本方針(2) ボランティア等の社会福祉活動支援

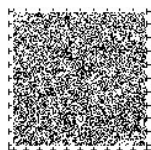
ボランティア団体や活動に対し、情報の入手、活動拠点に関する支援に取り組むとともに、社会福祉法人に対し、公益的活動の促進や人材育成、連携強化に取り組めます。

### 基本施策 ア 活動継続に向けた支援

事業名	取組内容	担当課	関連計画
市民参加のボランティア活動の場の拡充等	青梅ボランティア・市民活動センターや市民センターなど、ボランティア活動の場の提供と活動場所の拡充に努めます。	市民活動推進課	
ボランティア・市民活動グループの市民への情報提供	青梅ボランティア・市民活動センターのホームページで、各種ボランティア・市民活動グループの情報提供を行います。	市民活動推進課	
ボランティア等の活動支援	NPO法人、ボランティア団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携や交流を促進し、ボランティア活動の活性化を図ります。	市民活動推進課	障
高齢者のボランティア活動の支援	青梅ボランティア・市民活動センターにおいて、各種団体と連携・協力し、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる基盤整備を進めます。	高齢者支援課	
ボランティア・市民活動センターの運営の充実	青梅ボランティア・市民活動センターの運営の充実を図り、ボランティアの確保・ボランティア育成講座の開催、活動の組織化を進めるとともに、ボランティア・コーディネーターなどの体制充実を図り、ボランティア活動を促進します。	市民活動推進課	障
民生委員・児童委員の活動支援	活動内容の軽減や活動しやすい環境づくり等の支援を行うとともに、行政等関係機関との連携を強化します。	地域福祉課	

### 基本施策 イ 社会福祉法人との連携強化

事業名	取組内容	担当課	関連計画
社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進およびこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現に向けた検討を行います。	地域福祉課	
青梅市社会福祉協議会との関係強化	青梅市社会福祉協議会との関係強化を図るとともに、連携・協働により福祉のコミュニティづくりと地域福祉の推進を目指します。	地域福祉課 高齢者支援課	高 再 重

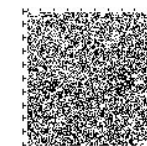


### 基本方針(3) 防災体制の充実

災害時におけるボランティア活動の推進に向け、社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンターの設置運営を行うとともに、民生委員・児童委員や社会福祉法人等との連携により、災害時の連携体制を強化します。

#### 基本施策 ア 災害時に備えた連携体制の構築

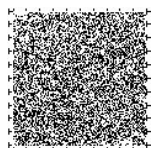
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
青梅市災害ボランティアセンターの設置、運営	災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、協定にもとづき、青梅市災害ボランティアセンターの設置、運営を行います。	市民活動推進課	
避難行動要支援者の支援	災害対策基本法および避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例にもとづき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域住民の理解のもと、地域で災害時の支援ができる「地域の安全は地域で守る」体制づくりを行います。	防災課 地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 介護保険課	高 障
	関係部局や関係団体等と連携し、避難行動要支援者への支援対策を検討するほか、個別避難計画の作成を推進します。また、自主防災組織等の安否確認訓練や避難支援訓練を通じ、支援実施体制の確立に努めます。	防災課 介護保険課 高齢者支援課 障がい者福祉課	高 障
災害時協定締結による安心なまちづくり	障害福祉施設等と災害時協定を締結し、災害時における障がいのある人の安心なまちづくりを推進します。	障がい者福祉課	障
防災訓練の実施	災害などの危険から高齢者・障がい者等を守るため、防災訓練などを行います。また、訓練を通じて、危機管理体制の充実を図ります。	防災課 高齢者支援課 障がい者福祉課	高 障

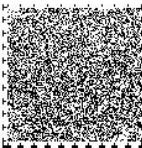


## 基本目標3 包括的な支援体制の整備・強化

基本方針	基本施策
(1)包括的な相談支援体制の充実	ア 相談支援・コーディネート機能の充実 イ 相談窓口の強化
(2)複合化した地域課題を解決するための体制づくり	ア 分野横断的な連携体制の構築 イ 複合課題や制度の狭間への対応
(3)サービス提供事業者への支援等	ア 制度の周知・普及 イ サービスの質の向上
(4)権利擁護や成年後見制度の推進	ア 権利擁護の推進 イ 虐待防止対策の推進

### ■関連する SDGs





## 基本方針(1) 包括的な相談支援体制の充実

こどもから大人まで複雑化・複合化する福祉ニーズに対し、相談を受け入れ、コーディネーターできる機能の充実に取り組むとともに、各相談窓口の機能強化を行います。

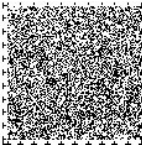
### 基本施策 ア 相談支援・コーディネーター機能の充実

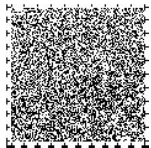
事業名	取組内容	担当課	関連計画
民生委員・児童委員の適正配置	民生委員・児童委員は、市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。地域福祉の向上に向けて、民生委員・児童委員の適正配置に引き続き努めます。	地域福祉課	②
身近な福祉総合相談窓口の設置【新規】	11か所の各市民センターに福祉総合相談窓口を設置し、地域福祉コーディネーターを配置します。複雑化・複合化した相談に対応するとともにアウトリーチ等を行っていく一方、地域住民等と一緒に地域づくりを行います。	地域福祉課 市民活動推進課	② ③
包括的相談支援事業【新規】	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け入れ、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター	④ ⑤ ② ③

### 基本施策 イ 相談窓口の強化

事業名	取組内容	担当課	関連計画
相談体制の充実	障がいのある人、家族、地域の住民からの相談に対し、公的機関、専門機関や地域の民生委員・児童委員と連携し、相談支援体制の強化・充実を図ります。	障がい者福祉課	⑤
	子育てに関する情報提供の一層の充実を図るとともに、総合的な相談窓口の充実を努めます。	子育て応援課 こども家庭センター	③

	こどもや若者が、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを担っているヤングケアラーの負担を解消するために、関係機関と連携を図りながら、ヤングケアラーについての周知と相談体制の充実に努めます。	子育て応援課 こども家庭センター	③
	出産年齢の高齢化、少子高齢化、核家族化などを背景に、子育てと同時に親の介護を担うダブルケアラーの負担を解消するために、関係機関と連携を図りながら、相談体制の確立に充実に努めます。	こども家庭センター 高齢者支援課	
	健康づくりのための情報提供を充実させるとともに、生活習慣病の予防や改善に向けた相談体制の強化に努めます。	健康課	④ ⑤
妊娠前の健康管理の相談・支援の充実	将来の妊娠・出産に備える若い世代の健康管理等にかかる情報提供および相談・支援の充実に努めます。	健康課 こども家庭センター	
妊娠期からの相談体制	思いがけない妊娠等出産・育児に悩む母親に対し、児童虐待の予防につなげることも留意し、妊娠期からの相談体制の充実に努めます。	こども家庭センター	⑤ ③
ひとり親家庭の相談・支援の充実	様々な問題や不安を抱えるひとり親家庭の不安を解消するため、各関係機関と連携を図りながら相談・支援の充実に努めます。	子育て応援課	
職員研修の実施	様々な福祉ニーズの相談に対応できる職員(地域福祉コーディネーターを含む。)を育成する研修を実施します。	地域福祉課	③





## 基本方針(2) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

こどもから大人まで複雑化・複合化する福祉ニーズや、制度の狭間の問題等、個人や世帯の抱える課題に寄り添いながら、必要に応じてアウトリーチ、伴走型による支援、多機関の協働による支援を行う体制を構築します。

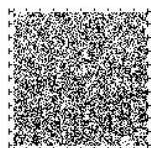
### 基本施策 ア 分野横断的な連携体制の構築

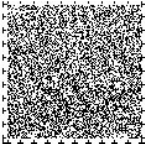
事業名	取組内容	担当課	関連計画
障がい者の地域生活支援拠点の整備【新規】	障がいのある人の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障がい児者やその家族が安心して生活するための、地域生活支援拠点等の整備を進めます。また、総合相談、専門相談・権利擁護・地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターを整備します。	障がい者福祉課	障
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療機関、介護事業所等の住所、連絡先等の情報を記載したリストの内容更新・充実を図るとともに、市民および地域の医療、介護関係者間の連携等に活用します。	高齢者支援課	
切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築と推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に取り組みます。	高齢者支援課	
保健・医療・福祉・介護の連携強化	保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効率的で効果的なサービスの提供が行われる体制を充実します。	高齢者支援課	再
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業を一体的に実施します。	高齢者支援課 保険年金課 健康課	

事業名	取組内容	担当課	関連計画
児童発達支援センターの整備【新規】	障がい児に対する地域支援体制を構築するため、支援の中核となる児童発達支援センターを整備します。	障がい者福祉課	障
多機関協働事業【新規】	受け入れた相談のうち、解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応します。 相談者本人の同意が得られた場合は、重層的支援会議を開催します。案件ごとに構成員を決定し、支援プランの適正の協議やプラン終結時の評価等を検討します。 本人同意が得られない場合は、会議の構成員に対する守秘義務を設ける支援会議を開催し、関係者間で情報共有を図り、支援体制の検討を行います。	地域福祉課	再 重

### 基本施策 イ 複合課題や制度の狭間への対応

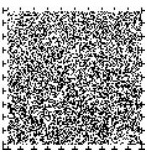
事業名	取組内容	担当課	関連計画
要援護者の二一把握	地域包括支援センターを中心に、民生委員・児童委員との連携を通じて、地域の要援護者の二一把握に引き続き努めます。	高齢者支援課	
認知症初期集中支援推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症または認知症の恐れのある40歳以上の市民を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。	高齢者支援課	高 認
罪を犯した人の社会復帰への取組	犯罪をした者および非行のある少年の改善更生を図るため、保護司またはその関係団体との連携を密にし、社会復帰への取組に努めます。また、保護司等と連携し、「社会を明るくする運動」の推進を図ります。	地域福祉課	再





事業名	取組内容	担当課	関連計画
社会を明るくする運動を通じた理解促進	社会を明るくする運動協調月間において、運動を周知するイベントなどを行うなど、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、犯罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組めます。	地域福祉課	再
保護司会と連携した人材発掘等	将来にわたり、適正な保護司数を維持できるように保護司会と連携した人材の発掘に取り組むとともに、人材の育成について保護司会の取組を支援します。	地域福祉課	再
民間協力者に対する表彰	地域の犯罪予防を図る活動をしている民間ボランティアを表彰し、その活動や社会的意義について地域住民に周知を図ります。	地域福祉課	再
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援、住居確保給付金の支給、家計改善支援などの生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	地域福祉課	再
就労支援の実施等	労働市場への積極的な再挑戦を可能にするよう、ハローワーク等と連携した就労支援を促進します。	地域福祉課	再
実施体制の確立と専門職員の活用	多様化する相談内容に応じたサービスを提供するため、専門相談員等の活用を図り、実施体制の整備に努めます。	地域福祉課	再
生活保護制度の適正実施	援護を必要とする世帯の実態とニーズを把握し、生活保護制度の適切な運用を図ります。	生活福祉課	
住宅確保等、住まいに関する相談・支援	定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、適切な助言を行います。 また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討します。	住宅課	再

自殺対策の推進	自殺対策は「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組により、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるようにすることが重要です。自殺には多様かつ複合的な原因・背景があることから、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係施策・関係団体との連携強化を図ります。	健康課	自 再
被保護者の社会的、経済的な自立への支援の強化促進	自立・就労支援のための自立支援プログラムを活用し、支援に努めます。	生活福祉課	
生活福祉資金等の各種制度の周知	必要最低限の生活を保障するセーフティネットとしての役割を果たせるよう、各種制度の周知を図ります。	地域福祉課	
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】	地域社会からの孤立が長期にわたる地域住民に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供および助言等の提供を包括的かつ継続的に行います。	地域福祉課	再 重 認
ひきこもり問題に関する相談支援事業(参加支援事業)	ひきこもりの問題を抱えている本人、家族等からの相談に対し、ひきこもり支援事業委託機関等と連携を図ります。地域の民生委員・児童委員からの連絡や相談に対して、調整を図ります。	地域福祉課	重
こどもの貧困対策	「青梅市子どもの貧困対策庁内連絡会」による指標分析を進めるとともに、「子ども・子育て支援事業計画」にもとづき施策の推進を図ります。	子育て応援課	
ヤングケアラ対策事業	社会的認知度の向上のため市民への周知を進めるとともに、庁内連絡会を開催し、関係各課の情報共有および連携による相談体制の強化を図ります。	子育て応援課 こども家庭センター	子







## 青梅市再犯防止推進計画

(計画策定の背景・趣旨は8,9ページ、法的な位置づけは10ページ、計画期間および計画策定の体制は11,12ページ、取組内容は49ページ以降に記載しています。)

犯罪をした人の中には、貧困や疾病、障害、薬物への依存、家庭機能不全、学校の中退・退学など様々な生きづらさを抱えている人がいると指摘されています。

また、再犯防止推進法第3条にも「犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にある」とあるように、十分な支援を受けられないまま再度犯罪に手を染めてしまう、再犯者率は高い傾向にあります。なかでも窃盗犯の再犯者率は5割を超えている、つまり2人に1人は再び犯罪を犯してしまっている状況にあります(28ページのグラフ参照)。

そのため、地域と一体となって犯罪の未然防止に取り組むとともに、犯罪をした人が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、生活困窮者自立支援法にもとづく自立支援制度による就労や住居の確保のための支援等を行います。

また、重層的支援体制整備事業や孤独・孤立対策推進法における相談支援、地域との連携による支援体制を構築し、福祉等の各種行政サービスを必要とする人、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である人に対する適切なサービス提供を目指します。

### ①就労・住居確保に向けた支援

住宅確保要配慮者に対する住まいの確保に向けた情報提供に努めるとともに、就労に向けた支援を行います。

(関連事業 生活困窮者自立支援事業

就労支援の実施等

住居確保等、住まいに関する相談・支援)

### ②福祉・保健医療サービス利用促進

犯罪をした人のうち、高齢者や障がいのある人など複合的な要因により自立した生活を営むことが困難な状況になっている人に対し、福祉サービスの利用支援等、適切な支援を行います。

(関連事業 保健福祉に関する学びの場の提供

保健・医療・福祉・介護の連携強化

保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及

サービス提供の充実

薬物乱用防止の推進)

### ③学校等と連携した修学支援

要保護児童に対し関係機関との連携により適切な見守り・支援を行うとともに、青少年の健全育成に向けて、社会全体で行う子育て支援のあり方を広く啓発します。

また、「社会を明るくする運動」の駅頭活動等を通して非行防止のための取組を推進します。

(関連事業 社会を明るくする運動を通じた理解促進)

### ④犯罪をした者等への特性に応じた効率的な指導

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な生活改善が行われるよう努めます。

また、ひきこもり、ニート、不登校、発達障害、犯罪および非行など社会生活を営む上で困難を有することも・若者を支援するため、多様な機関・団体の連携強化、ネットワークづくりを進めます。

なお、DV(配偶者等による暴力)や児童虐待の事例があれば、こども家庭センターや青梅市要保護児童対策地域協議会と連携しながら迅速かつ適切に対応します。

(関連事業 ゲートキーパーの養成

多機関協働事業)

#### ⑤更生保護にかかわる民間協力者の活動の促進

保護司会をはじめとする更生保護団体や施設、関係団体の活動の促進を支援するとともに、一層の連携強化を図ります。また、更生保護活動の広報および周知に取り組むとともに、保護司の担い手不足の解消や活動場所の確保に努めます。

(関連事業 民生委員・児童委員の適正配置)

#### ⑥地域による包摂の推進

保護観察所や警察等の関係機関、保護司会や更生保護女性会をはじめとする民間協力者、また民生委員・児童委員を始めとした、地域における見守り支援の関係者と再犯の防止等に関連する情報を共有し、課題の解決に努めます。

また、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活し、適切にサービスを提供するよう努めます。

(関連事業 見守り・助け合いのネットワークづくり

身近な福祉総合相談窓口の設置

包括的相談支援事業

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)

#### ⑦再犯防止に向けた基盤の整備等

犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」等を主体に更生保護や再犯防止に関する取組の周知を行い、市民の再犯防止施策に関する理解を促進します。

(関連事業 市民講座の実施、シンポジウムの開催

青梅市社会福祉協議会との関係強化

保護司会と連携した人材発掘等

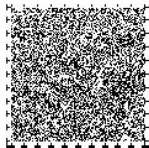
民間協力者に対する表彰

社会を明るくする運動を通じた理解促進)

#### 罪を犯した人の社会復帰への取組

実施体制の確立と専門職員の活用  
自殺対策の推進)



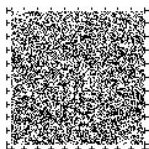


### 基本方針(3) サービス提供事業者への支援等

子どもから大人まで市民が必要な支援を適切に利用することができるよう、サービス内容や制度の周知・普及に努めるとともに、サービスの充実や質の向上を図ります。

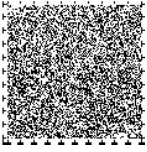
#### 基本施策 ア 制度の周知・普及

事業名	取組内容	担当課	関連計画
保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が保健福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	地域福祉課 介護保険課 高齢者支援課 健康課	再 成
障害福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が障害福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	障がい者福祉課	障
福祉サービス情報の開示	契約制度の中で、事業者情報が利用者の自己選択に役立つよう、「介護サービス情報の公表」をはじめ、公開されている情報の周知を図ります。	介護保険課 高齢者支援課	
情報機器の活用促進	年齢や障害の有無に関係なく、全ての市民が同じように情報機器を活用して、情報収集や活用などができるよう、学習機会の周知、音声コードの普及等に努めます。	障がい者福祉課	障
出産・子育て情報の提供	スマートフォンを活用した子育て支援情報を提供する子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」の運用等により、子育てに関する情報提供を充実します。	子育て応援課 こども育成課 こども家庭センター	子
障害基準該当サービス事業者登録制度の普及等	障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供可能とする、障害基準該当サービス事業者登録制度について、制度の普及、事業者登録に努めます。	障がい者福祉課	障



#### 基本施策 イ サービスの質の向上

事業名	取組内容	担当課	関連計画
事業者への指導検査の実施	社会福祉法人の指導検査を継続するとともに、介護、障害および保育の各事業者への指導検査を実施します。	地域福祉課 障がい者福祉課 こども育成課	障
福祉サービス第三者評価の普及促進	地域密着型サービスについては福祉サービス第三者評価の受審を指導し、サービス向上を図るとともに、地域密着型サービス以外についても受審を指導し、サービスの向上を図ります。	介護保険課 障がい者福祉課 こども育成課	高 障
サービス提供の充実	要支援・要介護認定を受けた高齢者が、質の高いサービスを受けることができるよう、介護サービスの基盤整備に努めます。	介護保険課	
	障害福祉サービスの充実のため、福祉人材の確保に努めるとともに、既存の事業者の育成および新規事業者の誘致などにより、サービス提供事業者の安定確保に努めます。	障がい者福祉課	障
	子育て支援サービス、保育サービスの充実を図ります。	子育て応援課 こども育成課	障 子
	各種福祉サービスは、犯罪をした者等にも提供され得るものであり、これらが見過ごされることのないように配慮を行います。	介護保険課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども育成課	再
ひとり親家庭へのサービスの充実	ひとり親家庭の生活の安定を図るために、ホームヘルプサービス事業を推進します。	子育て応援課	子
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の自立のためハローワークと連携した、自立支援プログラム事業を継続実施するとともに、資格の取得や教育訓練実施に対する支援を行います。また一般社団法人日本シングルマザー支援協会と連携し、「ひとり親家庭サポート講座」や「訪問相談支援事業」を実施します。	子育て応援課	子



事業名	取組内容	担当課	関連計画
生活支援サービスの充実	在宅での生活を総合的に支援する観点から、生活支援サービス・介護サービスとの適切な連携・調整を図ります。	高齢者支援課	高
	相談支援や障害福祉サービス、保健福祉サービス、保健・医療、障がい児保育・教育の充実を図ります。	障がい者福祉課	障

### 基本方針(4) 権利擁護や成年後見制度の推進

認知症や知的・精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守り、適切なサービス利用ができるよう、成年後見制度の利用促進に努めます。

また、「子どもの権利条約」や「青梅市虐待・配偶者暴力の防止に関する条例」にもとづき、児童・高齢者・障がい者等における権利を保障するとともに、虐待の防止や早期発見、早期対応に向けた体制の強化に取り組みます。

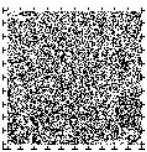
#### 基本施策 ア 権利擁護の推進

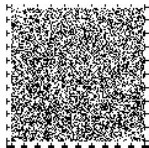
事業名	取組内容	担当課	関連計画
権利擁護の推進	誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護の推進を図ります。また、身寄りがない、経済的負担ができない市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	高 認 障 成
成年後見制度の利用促進	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課	高 認 障 成

制度の周知・啓発、相談事業の実施、利用促進などについて、既存の成年後見制度推進機関の活用を継続するとともに、社会福祉協議会と協議を進め、重層的支援体制整備事業の取組と連携して、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を推進します。法人後見については、経済的事情や親族関係の破たん、虐待や権利侵害があるなどから適切な成年後見人等を得られない市民の後見人等を社会福祉協議会が受任し、支援を行います。また、今後法人後見が増加することを見込み、社会福祉協議会以外に受任できる法人について検討します。市民後見については、市民後見人の育成支援に取り組みます。	地域福祉課	成
高齢者や障がい者など要擁護者によって制度の活用支援が異なることから、アドヴォカシー(権利擁護)が必要になる人数の把握に努め、要擁護者らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度以外の「死後事務委任契約」等も含め、制度を周知する機会を設けるよう努めます。	地域福祉課	成

#### 基本施策 イ 虐待防止対策の推進

事業名	取組内容	担当課	関連計画
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため、各関係機関等との連携を図り、一層の体制整備に努めます。	介護保険課 高齢者支援課	高 認
	「青梅市高齢者虐待ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、関係機関へ虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	介護保険課 高齢者支援課	高 認





児童虐待の防止や対応に向けた体制の充実	増加する児童虐待ケースを含めた事例に対応するため、引き続き相談体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。	こども家庭センター	㊦
障がい者虐待の防止や対応に向けた体制整備	障がい者などの虐待や配偶者暴力の防止、早期発見・早期対応のための体制の整備強化に努めます。	障がい者福祉課	㊦
被害に遭ったこどもの支援	児童虐待などの被害に遭ったこどもに対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実します。	こども家庭センター 指導室 障がい者福祉課	㊦ ㊦

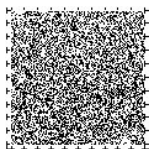
## 青梅市成年後見制度利用促進基本計画

(計画策定の背景・趣旨は8,9ページ、法的な位置づけは10ページ、計画期間および計画策定の体制は11,12ページ、取組内容は49ページ以降に記載しています。)

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守る重要な制度です。

制度の利用を考慮すべき人や権利擁護支援の必要な人が、継続して尊厳のある本人らしい生活を送ることができるよう、地域の気づきを促す制度の普及啓発や、サービスの利用支援、市民後見人等の育成とともに、それらを地域の多様な主体が連携して一体的に推進する、地域連携ネットワークの強化に取り組めます。

また、成年後見制度の利用促進に当たっては、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという、重層的支援体制整備事業と共通点を持っており、双方を効果的に推進するため、関係する部局や支援関係機関の相互理解にも努めます。



### ①周知・啓発の取組、相談窓口の充実

成年後見制度利用は権利擁護の重要な制度ですが、アンケート結果(38ページ以降)のとおりに、制度の認知度は低くなっています。まずは、市民の制度に対する理解を深め、メリットが実感できるよう、成年後見制度の周知、啓発に取り組めます。また、成年後見制度の利用に関する相談や手続などの支援を行います。

(関連事業 市民講座の実施、シンポジウムの開催  
保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及  
成年後見制度の利用促進)

### ②後見人の養成および活用支援

制度利用の需要増加が見込まれる中、利用する方が多様な選択ができ、安心して制度を利用できるよう、法人後見事業や市民後見人の育成支援に取り組めます。

(関連事業 権利擁護の推進  
成年後見制度の利用促進)

### ③地域連携ネットワークの構築

権利擁護に関する支援が必要な人の支援に努め、専門的職員が協働して速やかに必要な支援につなぐことができるよう、地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有する重層的支援隊整備事業の取組と連携して権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を進めます。

また、支援関係者がチームとなって被後見人等を見守る体制を構築し、本人の意思が尊重され身上に配慮した権利擁護支援が適正に行えるよう努めます。

(関連事業 見守り・助け合いのネットワークづくり  
成年後見制度の利用促進)

## 第4章 取組事例

### 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は高齢者や障がいがある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を行っています。

また、支援を必要とする市民の方と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めています。

#### 1 高齢者や地域の見守り活動

地域の高齢者世帯等の生活状況の把握に努め、日常的な見守り活動を行っています。また、地元の方々からの相談等を受け、解決策を一緒に考えたり、行政への橋渡しも行っています。

#### 2 こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)

生後4か月までの赤ちゃんのいる御家庭に、地域の民生委員・児童委員が訪問して青梅市で実施している「子育て支援に関する事業」のおしらせと、「ブックスタート事業」による赤ちゃんに読み聞かせをするための絵本を配っています。



## 第八支会地区防災対策委員会の活動

令和2年度から、市防災課へ登録された避難行動要支援者宅を市防災課や民生委員・児童委員、消防署、消防団と共に地元の自治会長等が訪問し、万が一の時に、避難行動要支援者宅に駆け付けた方が、御家族等に直ちに連絡できるように、緊急連絡先が記入できるマグネットシートを配布しながら、要支援者の体調等の変化を伺ってその記録を更新しています。



【玄関先で体調などの聞き取り】

書くことが困難な方へは、マグネットシートにお名前・電話番号を代筆▶

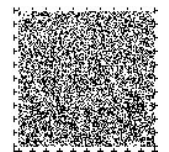


【緊急時連絡先マグネットシート】



## 第八支会地域の安全を守る会の活動

こどもの安全を守ること、登下校時の安全を確保することおよび住民全員が安心して暮らせる地域環境を作ることを目的として、平成22年度から青梅防犯協会青色防犯パトロールカーで防犯パトロールを実施したり、各自治会で防犯パトロールや児童生徒の登校時・下校時の旗振り、買い物途中での見回り等を行い、地域の安全・安心活動に努めています。



## 青梅市小曾木地区(第6支会地区)高齢者お助け隊の活動

令和3年10月より、おそきの学校と地域を考える会の中に高齢者になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるために、地域の支えあい活動について考える「高齢者お助け隊」が発足しました。

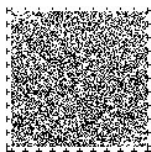
### 活動内容

- 令和3年11月「認知症を学び地域で支えよう」認知症サポーター養成講座を青梅成木台病院の企画により、富岡自治会館で開催。
- 令和3年12月「知って備えよう！地域包括支援センター、介護保険」を地域包括支援センターの紹介、脳トレ、介護保険について、富岡自治会館で開催。
- 高齢者お助け隊、積極的な黒沢地区自治会長、民生委員・児童委員、青梅成木台病院、高齢者施設きぼうの里、「すえひろ」とで打ち合わせ会を開催し、高齢者お助け隊の輪を広げる。
- 令和4年6月「知って備えよう！地域包括支援センター、介護保険」を黒沢2丁目第1自治会館で開催。自治会長による応急手当の講話も実施。
- 令和4年6月「認知症を学び地域で支えよう」認知症サポーター養成講座を青梅成木台病院の企画で黒沢2丁目第1自治会館で開催。
- 地域のその他の活動  
富岡桜まつりの開催  
防災でも高齢者の見守りは大きな課題であり、災害時に備えた地域の見守りを富岡地区で実施した。

- 小曾木地区文化祭で、「おそきの学校と地域を考える会」の展示に合わせて「高齢者お助け隊」の展示コーナーを設けて、来場者に活動内容を紹介した。



小曾木地区文化祭での展示





## 地域で行われているこども食堂の活動

民間団体等が主体となり、地域のこどもや保護者に、無料または安価で栄養のある食事や温かな団欒の提供を行っています。

また、こども食堂の利用者で、支援を必要とするこどもや家庭を発見し、必要な機関につなげる役割も務めています。

### 1 市内のこども食堂

現在青梅市内には、以下のこども食堂があります。

食堂名	所在地	実施日
武尊塾	東青梅 3-22-4 東京武尊会館	毎週月・木曜日
すぱーすまゆだま	友田町 3-96-1	毎週金曜日
かーもくの会	勝沼 3-78	毎週火曜日
子ども FREE・CAFE	KT ホール	毎週水～日曜日
なかま亭	今寺 4-6-25	毎週土曜日
どんぐりやま	今寺 3-379-8	第 2 水曜日
ゆうやけ子ども食堂かすみ	藤橋 2-614-18 福わ家	第 4 金曜日
Kanpa cafe mio	勝沼 3-78 KT ホール	偶数月の第 2 土曜日
	友田町 3-96-1	毎週木曜日
和楽倶楽部流みんなの集いの場こども食堂	今井 2 丁目 七日市場公会堂	第 3 土曜日
CAFE TOIRO	野上町 3-19-4	毎週月・水・金曜日

### 2 食事の提供

なかま亭、ゆうやけ子ども食堂かすみでは、その場で食事を提供するだけでなく、食事を自宅でも食べられるように、「配食」の取組も行っています。

### 3 その他の取組

武尊塾では、食事の提供だけでなく、無料の学習指導も行っています。海外の大学を卒業した講師も在籍しており、幅広い知識でこどもたちの学びを支援しています。

## 高齢者クラブの活動

高齢者クラブは高齢期を楽しく、生きがいをもって安心して暮らしていくため、高齢者が地域の身近な仲間と健康・友愛・奉仕の活動に取り組んでいる団体です。

#### 1 健康増進のための活動

グラウンドゴルフ・輪投げ・ゲートボール・健康体操等

#### 2 生きがいを高めるための活動

舞踊・囲碁・将棋・俳句等

#### 3 社会奉仕活動

地域の清掃活動・資源回収活動等

#### 4 その他

高齢者クラブ会員同士の交流活動等





## 「保護司の活動」

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

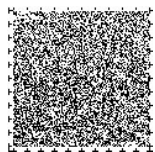
保護司の活動は大きく分けて「犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける活動」と「地域の方々に立ち直りに関する理解と協力を求め、安全安心な地域づくりを行うための活動」の2つあります。

### 1 犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける活動

地域の事情等をよく理解しているという特性を生かし、保護観察官と協力して保護観察を受けている人と面接を行い、指導や助言、犯罪や非行をした人が施設から社会復帰をする際の生活環境の調整を行います。

### 2 地域の方々に立ち直りに関する理解と協力を求め、安全安心な地域づくりを行うための活動

犯罪の予防を図るための啓発、宣伝、地域の関係づくりなどの活動も保護司の重要な職務です。その中心的な活動の“社会を明るくする運動”は、国民一人一人がそれぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動で、毎年7月を強調月間として、講演会やシンポジウムなど様々な活動が全国各地で展開されています。



## 介護予防リーダーによる通いの場

～社会とのつながりでフレイルを予防しよう！～

### 介護予防リーダーとは？

青梅市主催の「介護予防リーダー養成講座」を受講され、地域で運動の場や交流の場を作っていくために勉強した方々です。

たくさんのリーダーさんが地域を元気にしようと活躍しています。

市内 28 か所で元気に活動中！

(R6年2月時点)

担当地区

地域包括支援センターすみえ

地域包括支援センターうめぞの

地域包括支援センターすえひろ



## 地域の支え合いを話し合う場 第2層協議体の活動

市では自分たちの地域に必要な支え合いを話し合う場として各地域ごとに第2層協議体を設置しています。協議体には住民の皆さんや地域にある施設の方などが参加しています。有償ボランティアの仕組みづくりや、多世代交流など、地域に必要な支え合いや高齢者の生きがいづくりについて話し合い、出来るところから活動を始めています。



地域の「あるものマップ」を作って文化祭に出展



自治会館で、地域で活動するグループや住民と支え合いについて意見交換



高齢者が自分でバスに乗って出かけるようにバスを乗り継いで出かけ



あいさつの多い地域を目指して「あいさつウォーキング」



支え合い活動の大切さを広げるために「タウンミーティング」を開催



有償ボランティアの仕組みづくりについての話し合い

ちょこっとしたことを気軽に頼める有償ボランティアの仕組みを作ってみよう

地域を歩いて危険な場所を地図にして、みんなに周知しよう

多世代が一緒に楽しめるイベントを企画して、高齢者の生きがいづくりにつなげよう

支え合いの大切さをわかってもらえるようタウンミーティングを開催しよう

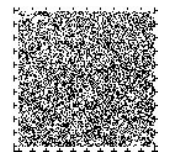
免許を返納しても困らないように商業バスや路線バスを利用できるようにしよう

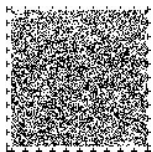
地域で見守りができるように見守りチェックシートを作って配布しよう

### 第2層協議体

住民の皆さんや地域の施設などが、困りごとの解決策を話し合ったり、支えあいの仕組みを考える「場」であり「チーム」です。

**生活支援コーディネーター**  
協議体と協力しながら、自分たちの地域をより良くしていくために、地域のさまざまな支えあいの活動を広めること（創出・充実、拡大とネットワーク化）を推進する人です。各地域包括支援センターに配置されています。

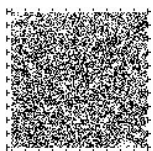




## あなたの地域の第2層協議体

活動時間 :13時30分～(※ひだまりの木は10時30分～)

第2層協議体の名称と活動地域		活動日	活動場所	生活支援コーディネーター
青梅地区の支えあい活動 を考える会	勝沼・西分町・住江町・本町・仲町・上町・森 下町・裏宿町・天ヶ瀬町・滝ノ上町・大柳町・ 日向和田	第3水曜日	S&D たまぐーセンタ ー	地域包括支援センターすみえ 78-3442
東青梅地区 今!みらい・さ さえ愛	東青梅・根ヶ布・師岡町	第2水曜日	福祉センター	
たまりば	駒木町・長淵・友田町・千ヶ瀬町	第1金曜日	長淵市民センター	地域包括支援センターうめぞの 24-2882
吉野うめの会	畑中・和田町・梅郷・柚木町	第3木曜日	梅郷市民センター	
三田さくらの会	二俣尾・沢井・御岳本町・御岳・御岳山	第4火曜日	沢井市民センター	
るんるん河辺	河辺町	第4水曜日	河辺市民センター	
みんなでつなぐ てととと会	吹上・野上町・大門・塩船・谷野 木野下・今寺	第2月曜日	大門市民センター	地域包括支援センターすえひろ 33-4477
おそきの学校と地域を考え る会 ～高齢者お助け隊～	富岡・小曾木・黒沢	不定期	小曾木市民センター	
ひだまりの木	成木	第2火曜日	成木市民センター	
Team ツナグ	新町・末広町	第2金曜日	新町市民センター	
ささえ愛本舗 ちょこっと霞	藤橋・今井	第4月曜日	今井市民センター	





## 「青梅市社会福祉協議会による住民主体活動」

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民および福祉組織・関係者の協働により地域生活課題に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進することを使命としています。

### 1 住民主体の居場所づくりの立ち上げ支援

地域を拠点に、住民の皆さまとボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく居場所づくり・仲間づくりの活動を支援しています。住民グループ「地域サロンづくり有志の会」を中心に、誰もが気軽に参加しやすいサロンを町内に1カ所を目標に立ち上げています。

#### 野上町1丁目サロン

##### 『もくもく会』

毎月第3木曜日 13:30~15:00

場所：野上第一自治会館



ハーモニカの演奏で一緒に歌いましょう♪

#### 東青梅2丁目グリーンサイド

##### 『ゆるっとお茶会』

毎月第1木曜日 10:00~11:30

場所：グリーンサイド集会室

#### 東青梅1丁目サロン

##### 『ひとりの手』

毎月第3木曜日 10:00~11:30

場所：青梅市福祉センター1階  
ふれあいサロン



みんなで折り紙も意外と楽しい～♪

#### 東青梅6丁目サロン

##### 『いっぽ・居ッ歩』

毎月第4火曜日 13:30~15:00

場所：東青梅6丁目自治会館



## 2 高齢者出張介護予防教室

日常生活の中で出来る介護予防を自ら学び実践することで、介護を必要とせず、心身ともに健康で豊かな在宅生活を送れるように、介護予防教室を開催しています。対象は開催を希望される自治会や高齢者クラブ、介護予防リーダーが運営するグループなどで、各地域の市民センターや自治会館、集合住宅の集会室などに出向きます。内容は6つのメニューから選んでいただき、参加しやすい身近な勉強会として実施しています。

### 実施メニュー

○認知症予防教室 ○転倒予防教室 ○音楽療法 ○口腔ケア ○ボッチャ体験教室 ○ダーツ体験教室



ボッチャ体験教室  
(霞台第2住宅)

### 参加された方々の感想(アンケートより抜粋)

- コロナ禍で今まで発声を限られていましたが、音楽を通して、体を動かし脳トレになるクイズでよかった。(音楽療法)
- ゆっくりわかりやすく話していただき、ありがとうございました。口腔予防体操、頑張ります。挑戦します。(口腔ケア)
- 東京パラリンピックの中継で初めてボッチャを知り、面白い競技だと思っていました。体験をし、ルールもわかり易く、ほんの数ミリの事で一喜一憂し、楽しめました。(ボッチャ体験)
- 身体だけでなく頭も使い、とても良い介護予防の時間でした。そして何よりも、楽しく皆さんもとてもよろこんでいました。(ダーツ体験)



ダーツ体験教室(下長洲第2・4自治会館)



音楽療法(東青梅市民センター体育館)

